

vol.26
2013秋号



今に全力を尽くす
道は拓ける

TVキャスター 草野仁

巻頭インタビュー

高齢期に備えた賢いリフォーム術
利己主義か？利他主義か？

連載エッセイー 経済学的思考のススメ
経済学者 中島隆信

高校生の発想・主導で学ぶ金融教育

「伝え・学ぶ」から
「考え・行動する」金融教育へ

今
道は拓ける
に全
力を尽
くす



卷頭
インタビュー

草野仁

TVキャスター

くらし室
きんゆう室

vol.26

- 卷頭インタビュー 2
 - そこが知りたい! くらしの金融知識 6
高齢期に備えた
賢いリフォーム術
 - 連載エッセイ 12
—経済学的思考のススメ—
(第2回) 利己主義か?
利他主義か?
 - 金融・経済キーワード 15
投資信託ってなに?
 - まんが わたしはダマサレナイ!! 16
金の地金取引詐欺
 - 見てわかる金融力調査 19
金融経済に関する知識
 - のぞいてみよう 日本の伝統芸能 20
相撲
 - 働く人のライフ&マネープラン 22
労災保険
 - 金融教育の現場レポート 24
高校生の発想・主導で
学ぶ金融教育
~『伝え・学ぶ』から
『考え・行動する』金融教育へ~
 - 値段のむかし・いま 28
レジャー
~海外旅行・国内旅行~
 - 知るばるとラウンジ 30
都道府県金融広報委員会 事務局員の活動紹介
金融広報アドバイザーの紹介
 - 知るばるとホームページ クローズアップ! 32
 - おたよりコーナー 33
 - 都道府県金融広報委員会一覧 34
 - 知るばると最前線 35
「金融経済教育推進会議」の設置について
- 題字 矢田勝美
●表紙イラスト オオノ・マユミ

アナウンサーや司会者、そしてキャスターとして

テレビでおなじみの草野仁さん。

その穏やかで誠実な人柄と語りは世代を超えて多くの人たちから親しまれています。

今回は、さまざまの人気番組の顔として活躍する草野さんに幸福感やお金観、そして元気に人生を過ごすヒントを伺いました。



●草野仁（くさの・ひとし）

TVキャスター。昭和19年旧満州生まれ。東京大学文学部社会学科を卒業後、NHKに入社。主にスポーツアナウンサーとして、オリンピック、野球、競馬など幅広い競技の実況を中心的に活躍。昭和60年にNHKを退社しフリーに。以降、朝や午後の情報番組のMCをはじめ、さまざまな番組の司会進行を務める。TBS「世界ふしぎ発見！」は放送開始28年目に突入する长寿番組に。そのほか、講演、執筆活動も行い、この10月に「話す力」（小学館101新書）を上梓。

客観的なものの見方を教わる 厳しい父から

一日の中でほっとする瞬間がある。たとえばテレビをつけていつも見る番組が始まつたときもそうだろう。草野さんが取材先に現れたときも、リビングでおなじみの番組を見るようなりラックスした気持ちになれた。温厚な人柄と優しい語り口はテレビと変わることはない。そこに何ごとも誠実に取り組む、草野さんの人間性が伝わってきた。

まずはどんな少年時代だったのかを伺つた。軽く頷き、柔軟な笑顔で草野さんが語り始める。

「終戦直後の長崎で貧しい時代を過ごしました。食べ物もアワやヒエといった粗末なものがほとんどだつたのを覚えています。食事は満足のいくものではありませんでしたが、幸いにして家族は誰も戦争で命を奪われることがなく、そのおかげもあり明るく元気な少年時代を過ごせたと思います。ただ、私の場合は少し限度を超えていたかも知れません」と草野さんは笑う。

そのころの草野さんにとって学校は勉強ではなく遊びに行くところだったと言う。休み時間になればすぐ

に教室を飛び出して校庭を走り回っていた少年時代の草野さん。とにかくじつとしているのが苦手で通知簿には「落ち着きがない」とよく書かれていた。

父親は長崎大学で教鞭を執る数学者。家にいると父は常に机に向かい、勉強を続けていた姿が目に焼き付いている。厳格で近寄りがたい存在だった父親か

ら草野さんはときおり「宿題を見せなさい」と声をかけられた。宿題といつても学校から出されるものではない。数学者の父親が草野さんに課した算数の宿題だった。遊びに夢中になり宿題をしていないときには「忘れたのか」と父親から問いただされ、小さく頷く草野さん。ゲンコツが頭に落ちてくることもしばしばあった。

やがて中学生になつた草野さんに、今日あつたことを端的に話すことを父親は日課にさせた。テレビの取材記者ではないにしても父親という怖い聞き手がそこにはいた。しかし草野さんは厳しい日課ながら、その後に父親が語る感想をやがて楽しみにするようになつていた。そこに学者ならではの客観的なものの見方があつたからだ。たとえ内容が学校で叱られたものであつても教師に間違いがあれば、それがなぜ誤つているかを父親は論理的に整理して話してくれた。もちろん、叱られて当然の場合は同様に理路整然と誤りを指摘された。このことを通して草野さんは父親から視点を正しく持つ大事さを教わり、同時に研究で多忙な中、時間を見つけてわが子の成長をバックアップしてくれる有難さ、愛されているという実感を抱くようになる。

それ以降、草野さんにとって父親は厳格なだけではなく、正しいことを的確にアドバイスしてくれる存在に変わつた。100m走11・2秒の記録を持ち、スポーツに全力を注ぐつもりでいた高校時代も、父親のポーツに全力を注ぐつもりでいた高校時代も、父親の意向によつて陸上部を退部させられるなど、高校生

子どもの将来を真剣に考える父の想いが草野さんに伝わっていた。

NHKアナウンサー時代に知つた 謙虚に学ぶ大切さ

草野さんはやがて大学を卒業し、社会人となる。

就職先はNHKだった。このNHKのアナウンサー時代からテレビの画面で活躍する草野さんの道は始まる事になるが、それは当初望んでいたことではなかつたと言う。

「私がやりたかったのは現場を取材する記者でしたので、アナウンサー採用となつたことは、実は不本意でした」と草野さんは振り返る。

それでもアナウンサーとしてやりがいを感じる道はないかと草野さんは模索する。道はあつた。それはスポーツの実況中継だった。これなら自分で取材し、それを伝える取材記者の仕事に近い。しかもスポーツなら文句なく得意な分野だった。

草野さんは、さまざまなスポーツを観戦し、知識を蓄えながら、夏の甲子園の地方大会など地道な取材を行つて実況した。そんな努力が実を結び、草野さんは甲子園やプロ野球、さらにはオリンピックといった重要なスポーツ番組の実況も受け持つようになる。

「その中で忘れられないのが、ある野球解説者との出会いでした。大監督として知られたその人物が野球解説者として再出発して間もないころに『私は野球では成功したし、年齢も上だが、この分野ではあなたが先生です』と私に真剣におっしゃったのです。

その解説者の謙虚な姿勢に一流の人物ならではの真髄を感じましたし、自分自身も大きな番組を任せられるようになったからといって実況の基本となる知識の蓄積や取材を疎かにしてはいけないと感じました」と話す。

草野さんはその解説者を監督時代にも幾度も取材した。指導の際に野球用語だけではなくさまざま

比喩を使って、選手たちにいかに分かりやすく伝えるか、常に努力している姿に共感を覚えた。誰もが認める一流監督。チームにおいてもその権威は絶大なはずなのに、選手に指示が伝わるための工夫と努力を懸命にしている。その姿と野球解説に対する一途さが草野さんの中で重なる。そして、どんな場においても素直に全力で取り組む大事さを改めて知つていく。

一步踏み込んだ取材で 情報の息づかいを伝える

昭和60年2月、草野さんは意を決してフリーの道を進み始め、民放の情報番組の総合キャスターなどに活躍の場を移した。

「それまで勤めていたNHKで、最も重要視されていたのは情報の正確さでした。しかし私が受け持つた番組ではそれ以上のものが求められました。情報番組ですから、事件や事故を多く扱います。視聴者はその情報の正確な内容だけを知つて満足するでしょうか? いいえ違います。今、刻々と動いている情報の息づかいを知りたいはずです。ですから私はキャスターとして取材の在り方にもこだわり抜きました」と話す。

草野さんは、番組が始まる前に綿密に取材チームと打ち合わせをし、視聴者が知りたい情報を足でかせぐ取材を徹底。取材スタッフには「情報番組の検査課」になろうと呼びかけた。

番組では松本サリン事件、地下鉄サリン事件、和歌山カレー事件、ペルー人質事件など歴史に残る事

草野仁
インタビュー



件を扱つてきた。もちろん他局の情報番組も同じ事件を報道する。これだけの大事件になると、往々にして同時刻にオンエアされることもあつた。視聴者はチャンネルを次々に変え、これだと思ったところでモコンを置く。視聴率という熾烈な競争において一步抜きんぐるために、視聴者が今、本当に知りたい情報は何なのかを常に問い合わせ、取材、提供するのだ、という執念が何よりも大切だった。草野さん本人はもちろん、スタッフ全員がそうした姿勢を貫いていた。その結果、事件の本質を突く、他局が真似のできない情報を、キャスターとして発信していくことができた草野さん。視聴率も満足のいく結果を残した。

現在、草野さんは、「世界ふしぎ発見！」という番組の司会を務めている。

「お陰様で長寿番組の一つとして数えられるほど多くの視聴者の皆様に長く支持されています。クイズ番組のスタイルを取っていますので、解答者の素晴らしいキャラクターも人気を支えている要因の一つであることは間違いないでしょう。けれどこの番組づくりで私が大事にしているのは、遺跡という過去を扱うだけではなく、現在とのつながりを浮き彫りにするなど、別の切り口を持つているところです。その結果、遺跡をめぐる映像も単なる紹介に終わらないで、視聴者が知りたい鮮度の高い情報の発信になつていて思つています。そんなところが長寿になつていているポイントの一つだと考えています」と草野さん。その話から番組の顔となる穏やかな司会ぶりからは想像でき

ない強い意志が伝わってきた。NHKで記者を希望しながらもアナウンサーの道を歩んだ草野さん。けれど結果として記者としてやりたかった以上に仕事の充実感を手にしている。

こうした充実した仕事ができている理由は何だろうか。それは不本意な状況においてもそこで何ができるかを懸命に考え、自ら進んで工夫を重ね、真摯に取り組む生き方を大切にしてきたことに尽きると草野さんは言う。それがスタッフの共感と協力を得て、今の仕事につながっているのだろう。

未来は 自分の意志と努力で変えられる

草野さんにお金についてのモットーを伺つた。その答えは、「きれいに使う」ということだつた。子どものときから月極めなどのお小遣い制ではなく、必要なものを買いたいときに親からお金をもらってきた草野さんにとって、お金は貯めるものという意識はあまりない。たとえお使いで届け物をした家からお小遣いをもらつても、草野さんはそのまま親に渡していたと言つ。今でも、お金は貯めるために稼ぐのではなく、使うべきときには惜しまずにつきちゃんと使うという姿勢が身に付いている。

「九州の長崎で育つた私ですが、お金に関しては江戸っ子の『宵越しの錢は持たない』というタイプのようです。そのため通帳を見てほくそ笑むようなことが多かったです。そのためケガによつて選手生活の危機に直面したときは、それはケガによつて選手生活の危機に直面したときに「ケガをした過去は変えられないが、未来は意志と努力で変えられる」というものだ。それは草野さん自身の人生観と重なるものであり、若い選手だけが大いに共感していると言う。

困難の原因となつた過去は変えられない。しかしここにはきっと乗り越えられる別の道があるはずだ。それを探すことが未来を変えることだ。もし見つからなければ闘つてその壁を打ち破ればいいと草野さんは言う。人生には自分の経験や他人の言葉に耳を傾けて得た知識や賢さに加えて、強さも必要だ。そう話す草野さんの声は優しい力強さに満ち溢れていた。

れば、氣風よく使ってお金を生かすことを心がけています」

そして草野さんはお金以上に大切にしていることがあります。それは健康だ。草野さんの健康づくりは、ストレッチなど誰でもすぐにできるものだが、時間を見つけたときにこまめに運動することを心がけている。知性派でありながら剛健な肉体派としても知られている草野さんだけに、厳しいトレーニングを想像した方も多いと思うがそうではなかつた。こうした空き時間でできる健康づくりなら、運動が苦手な人でも無理なく取り組めるのではないか、と草野さんは健康のための運動を勧める。

そこが知りたい！

くらしの金融知識

高齢期に備えた賢いリフォーム術

愛着のある我が家に住み続けたいと、誰しも思うもの。

でも、年につれて住宅が老朽化したり、家族構成の変化で暮らしづらくなったりします。

そこで検討したいのが、高齢期を視野に入れたりフォームで、暮らしやすさを向上させること。

古い家ほどリフォーム費用がかさみます。老後の蓄えも気になるでしょう。

でも、補助金や減税制度を活用できれば、負担を抑えながらリフォームすることも可能です。

・高齢期に備えた リフォームのメリット

わが家をリフォームすることは、それほど簡単なことではありません。リフォーム依頼先の選定や工事内容と費用の決定はもちろん、工事期間中の仮住まいへの移転、荷物の保管先の確保なども加わって、かなりの時間と労力を必要とします。

そこで、リフォームするのであれば、長期的な視点に立つて、高齢期になつても快適に暮らせるプランの検討をお勧めします。

よく言われるのが「バリアフリー」

化」です。室内事故防止、車椅子利用者や介助者への配慮として、段差を無くしたり、トイレや浴室を広げたりといったほか、少ない力で開閉できるドアノブなどへの交換も該当します。高齢者だけでなく、小さな子どもにもメリットがあるので、孫のためになるという見方もできるでしょう。

また、設備を最新型に交換することで、掃除が楽になるなど、効率が上がる場合も多いので、家事負担の軽減もリフォームで検討したい点です。

このように、リフォームによって高齢期の暮らしの安全性や快適性が格段に向上するので、住みづらい我が家に不満があるなら、リフォームへの備えも大切です。築年数の古い二戸建てなら、耐震補強も

重要な検討事項です。サッシを省エネタイプのものに変えるなどの省エネリフォームは、光熱費の削減だけでなく、複層ガラスにすれば、ガラスを破つての侵入に時間がかかるなど、防犯面のプラス材料も加わります。

また、二戸建ての場合は、1階に機能を集中させて階段の昇り降りを減らすリフォームや、2世帯住宅へのリフォームも選択肢となるでしょう。

このように、リフォームによって費用です。リフォームの場合には、住宅の老朽化の程度やどこまでレベルアップさせるかによって、費用にばらつきが生じます。

住宅リフォーム推進協議会の「平成24年度住宅リフォーム実例調査」(図表1)によると、平均値は664.8万円(中央値461万円)となっています。実際の費用は、100万円以下の軽微なリフォーム

リフォームを検討してみるのもよいでしょう。

・リフォームには いくら必要？

【監修・執筆】

住宅ジャーナリスト

山本 久美子 (やまもと くみこ)

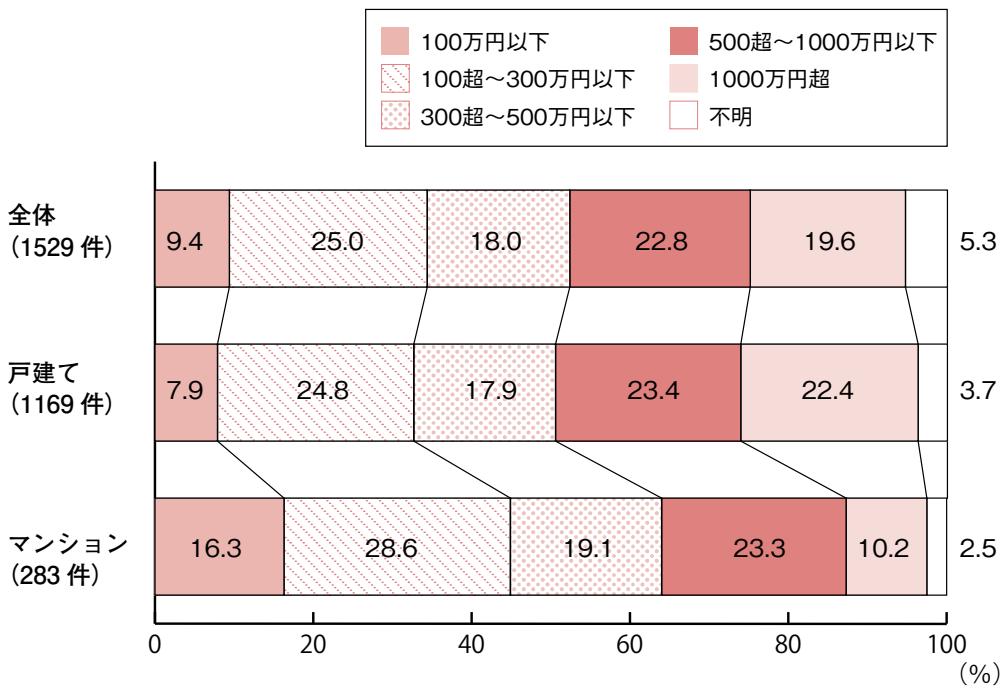
早稲田大学卒業。リクルートにて「週刊住宅情報」「都心に住む」などの副編集長を歴任。独立後は、住宅関連記事の編集・執筆や講演などを行う。取得資格に、宅地建物取引主任者、マンション管理士、ファイナンシャルプランナーなど。著書に「中古マンション購入&リフォーム 得する選び方・改装術」(小学館)、「今こそ!中古マンション 得する買い方・選び方」(小学館)など。

から1000万円を超える大掛かりなリフォームまでさまざまです。予算の範囲内でどこまでリフォームするか、優先順位を付けて工事内容を決めるということになるでしょう。

一方で、国や地方自治体が政策的に促進しているリフォームには、減税や補助金などの公的な優遇制度が設けられています。こうした制度を利用すれば、リフォーム工事費用が軽減されます。

では、実際にリフォームで利用できる減税や補助金などにはどのようない制度があるか詳しく見ていくましょう。

図表1：リフォームの契約金額



(出典／住宅リフォーム推進協議会「平成24年度 住宅リフォーム実例調査」)

政策的に推進する リフォームに減税制度

まず、国が推進するリフォームは、おもに「耐震」「バリアフリー」「省エネ」の3つです。リフォーム工事でローンを利用する場合（ローン型減税）とローンを利用しない場合（投資型減税）に区分した上で、それぞれに所得税の減税制度を設けています。

「ローン型減税」を利用するには、返済期間5年以上のローンを借りる必要があります。定められたバリアフリーや省エネのリフォーム工事を行った場合に、ローン残高の一定割合を5年間、所得税から控除できる制度です。

「投資型減税」は、定められた耐震、バリアフリー、省エネのリフォームを行った場合に、工事費用（または標準的な費用とされる額）の10%相当額を、その年の所得税から控除できる制度です。

詳細は図表2にまとめています

が、2017年までの期限付きの減税制度となっていて、8%または10%の消費税が適用された場合は、増税の影響を軽減する措置として最大控除額が拡充されます。

所得税の減税制度のほかに、耐震、バリアフリー、省エネのリフォームでは、固定資産税の減額の制度も設けられています。

住宅ローン減税も適用可能

さらに、リフォーム工事でローンを利用する場合には、「住宅ローン減税」の利用も可能です。これは、年末のローン残高の1%が10年間にわたって、所得税などから控除される制度です。一定規模以上のリフォームであれば対象になりますので、耐震改修など工事内容に限定されることなく、利用することができます。

おもな適用条件としては、居住している住宅のリフォームで、工事費用が100万円を超えて、返済期間が10年以上のローンを利用する場合などです。

ただし、前述の「ローン型減税」とは選択性となるので、ローンを利用してリフォームを行った場合は、いずれかを選ぶことになります。

(次頁参照)

図表2：各リフォームにおける減税のための条件など

ローン型減税(2017年12月まで)の所得税の最大控除額

	所得税の最大控除額(5年間)	
	消費税率5%の場合	消費税率8%または10%の場合
省エネ	60万円	62.5万円
バリアフリー	60万円	62.5万円

投資型減税(2017年12月まで)の所得税の最大控除額

	所得税の最大控除額(工事完了年)	
	消費税率5%の場合	消費税率8%または10%の場合
(1) 耐震	20万円	25万円
(2) 省エネ	20万円(30万円)	25万円(35万円)
(3) バリアフリー	15万円 ^(注)	20万円
(1)(2)(3)併用	40万円(50万円)	70万円(80万円)

() 内は太陽光発電を設置する場合

(注)2013年1月から2014年3月までについては20万円

住宅ローン減税(2017年12月まで)の所得税の最大控除額

	所得税の最大控除額(10年間)	
	消費税率5%の場合	消費税率8%または10%の場合
所得税	200万円	400万円
控除上限額(所得税で控除しきれない場合)		
住民税	9.75万円	13.65万円

(以上 国税庁等の資料を参考に筆者が作成)

耐震リフォームのおもな条件

昭和56年5月31日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合するように耐震改修を行うこと

バリアフリー・リフォームのおもな条件

次のいずれかのバリアフリー・リフォームを行うこと

- ・車いすで移動しやすいように、出入り口や通路の幅を広げる工事
- ・階段の勾配を緩やかにする工事
- ・浴室または便所を高齢者が使いやすいようにする工事
- ・移動経路の床の段差を解消する、または床材を滑りにくくする、または手すりを取り付ける工事
- ・出入り口の戸の開閉をしやすいように、開き戸を引き戸に変えたり、ドアノブを変えたりする工事

次のいずれかの住宅の所有者であること

- ・住宅の所有者が(1)50歳以上、(2)要介護・要支援の認定を受けている、(3)障害者である、(4)65歳以上の高齢者、または(2)もしくは(3)に該当する親族と同居している場合

省エネリフォームのおもな条件

次のいずれかの一定基準以上の省エネリフォームを行うこと

- (1) 居室のすべての窓の改修工事

- (2) (1)の工事と併せて行う床、天井、壁の断熱工事

※1 投資型減税の場合は、(1)の工事と併せて行う太陽光発電設備の取り換えや取り付け工事が加わる

これらのリフォームへの支援は、いずれもマイホームの改修を支援するものなので、自らが所有し居住する住宅で、床面積が50m²以上（登記簿面積）といった共通の条件があります。

また、制度ごとに異なる条件もあれば、重複して利用できるものとできないものもあります。すでに公的な補助金をもらっている場合は、その分を差し引いて計算しなければならないこともありますので、十分な注意が必要です。

リフォームに着手する前に、インターネットで関連サイトを閲覧したり、関係機関の担当部署に直接問い合わせたりして詳しい情報を調べ、どの減税制度を利用するかを検討するとよいでしょう。

● 地方自治体の
リフォーム支援制度も豊富

国土交通省の平成25年度の「地方公共団体における住宅リフォームに係る支援状況調査」（耐震診断・耐震改修に係る支援制度を除く）によれば、47都道府県すべてでなんらかのリフォーム支援制度を設けていることが分かります。市

区町村（特別区含む）レベルでも、1742中、1485の市区町村が支援制度を有しています。具体的にどのような支援をしているかというと、補助金の給付が中心ですが、融資や利子補給、ボイントの発行、専門家の派遣など多岐にわたっています。

リフォームの減税制度について調べるには

リフォームの減税制度に関する情報を入手するには

- ・国税庁HPのタックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>
- ・住宅リフォーム推進協議会のHP <http://www.j-reform.com/>

リフォームの減税制度の問い合わせ先は

- ・所得税の減税制度→居住地域の税務署
- ・固定資産税の減税制度→市町村の固定資産税担当（東京23区は都税事務所）

■耐震診断・耐震改修の支援制度

旧耐震基準（1981年6月に強化された建築基準法の耐震基準よりも前の基準）の木造住宅の耐震改修は、国の緊急課題です。国土交通省が、平成25年4月時点の耐震診断・改修に対する補助制度の整備状況を調べたところ、1422の市区町村で耐震診断の補助制度を、1348の市区町村で耐震改修の補助制度を設けるなど、多くの地方自治体で制度を有しています。

ただし、こうした支援制度では、事前に地方自治体が認定している耐震診断を受けた上で改修が必要と診断された場合に、耐震改修の支援が行われることが一般的です。支援の内容としては、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断費用や耐震設計費用、耐震改修費用などに補助金を出すケースが多くなっています。さらに、一部の自治体では、非木造住宅やマンションなども対象にしているケースもあります。

■バリアフリー化などの支援制度

耐震改修関連以外で多いのが、①バリアフリー化、②省エネルギー化、③環境対策です（図表3）。

省エネルギー化について、減税制

度では「窓の改修」を中心になっていますが、地方自治体の支援制度では、太陽光発電設備や高効率給湯器、燃料電池などの省エネ・創エネ機器の設置なども対象になるケースが増えています。

また、地方自治体ごとの実情に応じて、木材産出地域では地域材の活用、豪雪地域では克雪対策、都市部では防犯改修などに補助金を出す場合もあり、メニューが多いのも特徴になっています。

■利用する際の注意点

地方自治体の支援制度を利用することは、「原則として住民税の滞納がないこと」が条件となるのが一般的です。また、受付期間を定めて募集している場合が多く、事前申請で承認されないと補助金がもらえないなど注意点も多いので、事前によく確認する必要があるので、しょう。（次頁参照）

●その他にも関連する
●さまざまな支援制度がある

介護が必要になった場合は、住宅のバリアフリー化は緊急課題です。そのために要支援・要介護の認定を受けた人には、介護保険で工事費用（20万円まで）の9割が

图表3：地方自治体が行っているリフォーム支援の分類（自治体数、複数回答）

1	バリアフリー化（高齢者対応リフォーム、障害者対応リフォームなど）	1,402件
2	省エネルギー化（エコリフォーム、エコ設備設置など）	1,245件
3	環境対策（浄化槽設置、ゴミ処理機設置、緑化促進など）	1,070件
4	防災対策（克雪対策、アスベスト対策、火災報知器設置など）	377件
5	その他（空き家活用、景観設備、防犯対策など）	980件

注：耐震診断・耐震改修を除く
(出典／国土交通省25年度「地方公共団体における住宅リフォームに係る支援状況調査」)

支給されます。
また、国際的に地球温暖化対策
が求められる中、国が省エネ関連
の補助金制度を設けています。現
時点でき利用できるものは、太陽光
発電、HEMS※、蓄電池の設置に
ついてです。ただし、年度ごとの予
算によるため、常時ある制度では
ありません。管轄する機関が予算
の管理をするために、事前申請や
承認が必要になるなどの注意点も
あります。

地方自治体のリフォーム支援制度を調べるには

- ・一般財団法人日本建築防災協会「支援制度」サイト
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/shien.html>

耐震以外の支援制度を調べるには

- ・国土交通省「住まいのあんしん総合支援サイト」
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/>
- ・一般社団法人住宅リフォーム推進協議会「住宅リフォームに関する支援制度検索サイト」
<http://www.j-reform.com/reform-support>

リフォーム支援制度の問い合わせ先は

- ・居住地域の地方自治体

※ホームエネルギー・マネジメントシステム
(Home Energy Management System
住宅内のエネルギー消費の見える化や
最適化を図る仕組み)

今年度であれば、例えば林野庁
の「木材利用ポイント」という制
度もあります。住宅の木質化リ
フォームが条件となり、上限で
30万円相当分のポイントが発行さ
れる事業です。

補助金などの予算枠のあるもの
については、申請が予算枠に達す
ると早期に受付を終了する場合が
あることも注意点です(図表4)。

●リフォームで ローンを利用するなら

減税による還付や補助金の給付
が受けられたとしても、リフォーム
工事には、まとまった費用がかか
ります。全額を自己資金で支払え
ればいいのでしょうかが、ローンを利
用するという場合もあるでしょう。

その際に、どういった注意点がある
でしょうか?

図表4：リフォームで利用できる関連支援制度

	制度	概要	補助額	問合せ先
介護制度	介護保険法に基づく 住宅改修費用の支給	要介護・要支援の 認定を受けた人の 一定の住宅改修に対し支給	20万円まで (9割保険支給、 1割自己負担)	居住地域の市区町村
省エネ	住宅用太陽光発電 導入支援補助金	指定された太陽光発電設 備の設置費用を補助	太陽電池モジュールの 公称最大出力1kW当たり 1万5000円または2万円	一般社団法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター (J-PEC) http://www.j-pec.or.jp/
	エネルギー管理システム 導入促進事業費補助金 (HEMS導入事業)	指定されたエネルギー管理 システムの導入費用を補助	7万円	一般社団法人環境共創 イニシアチブ http://sii.or.jp
	定置用リチウムイオン 蓄電池導入促進対策 事業費補助金	指定された定置用 リチウムイオン蓄電池の 導入費用を補助	機器費の1/3	一般社団法人環境共創 イニシアチブ http://sii.or.jp
木材利用ポイント	木材利用ポイント	木造住宅の新築、 木質化リフォーム、 木材製品等の 購入に対しポイントを付与	地域の農林水産品等 と交換 ※木質化リフォームは上限 30万ポイント	木材利用ポイント事務局 http://mokuzai-points.jp

(筆者が関連サイトなどを基に作成)

まず、最初の選択は、有担保の住宅ローンと無担保のリフォームローンのどちらを利用するかです。リフォームローンは、抵当権の設定が不要で審査工程が少なく、借り入れまでに時間がかかるないという特徴があります。しかし、返済期間が短く（最長でも10年が限度）、住宅ローンに比べて金利が高いため、月々の返済額が高くなるという側面もあります。

一方、多くの金融機関で、リフォーム費用の借り入れとして住宅ローンが利用できます。どちらのローンが自分に適しているか検討をして選ぶ必要があるでしょう。

ただし、ローンが借りられることと、無理なく返済できることは別物です。あくまで無理のない返済可能な範囲で、ローンを利用するすることが大切です。

なお、自宅を残す必要がなければ、「高齢者向け返済特例制度（住宅金融支援機構）」（図表5）を利用する方法もあります。この制度は、月々の返済額は利息のみなので、家計への負担は軽くなり、ローンの利用者が死亡した際に、元金を一括返済（相続人が一括返済するか、担保の不動産を処分）する仕組みとなっています。

・リフォーム事業者選びが鍵に。

図表5：高齢者向け返済特例制度（住宅金融支援機構）

満60歳以上の人人が自ら居住する住宅にバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に、返済期間を借入者の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみで、借入金の元金は死亡時に一括して返済する制度

- ・申込者 満60歳以上
- ・対象リフォーム 一定のバリアフリーまたは耐震改修のリフォーム
- ・融資限度額 1000万円または工事費用の低い額 ※ただし、保証機関の保証限度額まで
- ・返済期間 借入者の死亡時まで
- ・返済方法 毎月の支払いは利息のみ（ボーナス併用払いは不可）

→住宅金融支援機構「高齢者向け返済特例制度について」

http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/reform_older.html

併用できるものとできないものがあつたり、事前申請が必要なものがあつたりと、予算に限りがあるもののがあつたりと、実際に利用するには、いくつかのハードルを越える必要があります。

中には建築などについての専門的な知識を要する場合もあれば、

専門機関による証明書の手配を要するなど、手続きの面で大変な場合もあります。すべてを自分でやろうとするのは難しい局面も多いので、パートナーとなるリフォーム事業者が鍵になってきます。

また、支援制度を利用したいという理由で、不必要なリフォーム工事を行うのは本末転倒です。自分たちの望む暮らし方をきちんと把握し、限られた予算の範囲で、優先すべき工事はどこまでかについて、適切な助言をしてくれる事業者を選ぶことが大切です。

そのためには、できれば複数の事業者に同じ条件で、プランの提案や見積もりを依頼する「相見積もり」と呼ばれる方法を取り、事業者を決めるのがよいでしょう。その際に、単に見積額が安いからと

例えば、バリアフリー化を重視しているなら、該当するリフォームの実績が豊富か、専門的な資格を持ったスタッフがいるかなどを確認した上で、パートナーとしての適格性を見るとよいでしょう。

リタイア後の自宅での生活時間は、意外に長いものです。そうした時間を快適に過ごすためには、元気なうちに高齢期に備えたりリフォームをしておくことを検討するのも一案です。リフォームには費用がかかりますが、減税や補助金などの支援制度で負担を軽減する方法もありますので、上手に活用してほしいと思います。

リフォーム事業者について調べるには

- ・一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会
「リフォーム瑕疵保険加入事業者検索サイト」
<http://www.kashihoken.or.jp>
- ・一般財団法人住まいづくりナビセンター
「リフォーム評価ナビ」
<http://refonavi.or.jp>
- ・マンションリフォーム推進協議会
「マンションリフォーム関連会社を探す」
<http://www.repco.gr.jp/kaisha/>

経済学者の中島隆信先生がお届けするエッセイ、連載の2回目は私たちが日常的に行っている行動の動機についてです。普段の何気ない無意識の行動に、相手が意外な反応をしてきた……と思い当たることが、あなたにもあるかもしれません。無意識と思っていても、自分でも気付かない動機がありそうです。

利己主義か？・利他主義か？

自分のため？それとも相手のため？

わたしたちの行動には必ず目的があります。食事をするのは食欲を満たすためですし、病院に行くのは病気を治すためです。それでは何のために働くのでしょうか。まずはお金を稼ぐためでしょう。豊かな生活は、美味しいものを食べたり旅行したりすることによってもたらされます。そのためには働いて収入を得なければなりません。しかし、それだけが働く目的ではないはずです。なぜなら、見返りだけが目的だとすると、働く意欲を失いかねない仕事が世の中には多くあるからです。

事のうち、研究と学事には見返りがあります。いい研究をする教授は研究資金を得やすくなり、特に素晴らしい成果を上げればノーベル賞も夢ではありません。一方、学事に熱心な教授は教職員からの信望を得て、学部長や理事など学内の要職につく可能性が高まります。それに対して教育には見返りはありません。授業を熱心にやればそれだけ教授の負担が増え、研究のための時間が犠牲になってしまいます。

こうして、大学教授が見返りの少ない仕事に熱心に取り組まなくなれば、大学の授業は必然的につまらないものになってしまふのです。

大学の授業がつまらなくなる理由

例えば、大学教授の仕事である研究、教育、学

授業を熱心に行う教授の動機

でも、授業を熱心に行う教授は少なからずいま



中島 隆信 なかじま・たかのぶ

経済学者。慶應義塾大学商学部教授。専門は応用経済学。1960年生まれ。83年慶應義塾大学経済学部卒業、01年同大学博士号(商学)取得。01~07年7月、09年~慶應義塾大学商学部教授、07~09年3月内閣府大臣官房統計委員会担当室長。

寺、障害者、「オバサン」、刑務所といった、経済学とは一見縁遠いと思われる対象を、経済学の視点から一般向けに論じた著書多数。また、「大相撲の経済学」を著すなど大相撲にも造詣が深く、大相撲野球賭博問題を契機として設置された日本相撲協会「ガバナンスの整備に関する独立委員会」の委員に就任し、副座長として年寄名跡の売買禁止などを内容とする相撲協会改革案についての意見書を取りまとめている。

す。なぜ何の見返りもないのに熱心に講義をするのでしょうか。

ひとつに教授が教育に関する信念を持っていることが考えられます。例えば、学生に一定レベルの学問を授けることが自分に課せられた使命だとうものです。

このとき教授は自分の信念に従って行動していって、学生がそれに対しても思っているかは関係ありません。つまり、自己満足のために教育しているともいえるわけで、この教授の動機は「利己主義的」といえます。

もうひとつは、学生が楽しそうに授業を聞いている姿を見て満足する教授です。学生の反応に常に気を配り、ときには冗談を織り交ぜて授業に飽きないよう工夫します。ここでは学生を喜ばせることが授業の動機になっていますので、この教授は「利他主義的」といえます。

その点、利己主義的な教授はぶれません。自分の信念に基づいて講義をしていくわけですから、学生の反応は関係ないので。教え方も変わりませんし、やる気を失うこと也没有。もちろん、利己主義も万全ではありません。学生の適性を見極めず一方的に課題を押しつけたり、思い通りにならないと腹を立てて学生を叱りつけたりする可能性もあります。これが時折、事件としてニュースになる、アカハラ（アカデミックハラスメント）と呼ばれるものです。

利己主義が暴走しやすい子育て

子育ても一種の教育ですので、親の動機には利己主義と利他主義の両面があります。ただ、子どもは未成熟なので、親が子どもの意に沿わない介入をせざるを得ないこともあります。例えば、虫

歯予防のため、ときに子どもから大好きなお菓子を取り上げなければならないのです。子どもが喜ぶことだけやっていては子育てはできないので、親になりますので、自分の講義に対する反応が芳しくなかつたり、理解度が今ひとつだったときにはやる気を失つてしまふかもしれません。一生懸命考えてきたギヤグに若者の冷ややかな視線が突き刺さつたら、二度と冗談など言うまいと思うでしょう。「良薬口に苦し」。本当は学生のため

どちらの動機にも長短あり

どちらの動機が望ましいかは一概に判断できません。例えば、利他主義的な教授は学生の反応がせん。自分の講義に対する反応が芳しくなかつたり、理解度が今ひとつだったときにはやる気を失つてしまふかもしれません。一生懸命考えてきたギヤグに若者の冷ややかな視線が突き刺さつたら、二度と冗談など言うまいと思うでしょう。「良薬口に苦し」。本当は学生のため

叱りつけ、手を上げる親がいたとしても、それは躰の範囲内と容認される傾向があるからです。中には、「子どもの将来のため今うちに叱つておかなければ」という親もいるでしょう。これは、利他主義のようにも見えます。しかし、「子どもが将来のため」という親の躰の背後には「子育てはこうあるべき」「子どもはこう育つて欲しい」という自らの理想像があることは否定できないでしょう。例えば、親が子どもの受験に夢中になるのは、「わが子を有名校に」という自身の欲求によるといえなくもありません。子育てが真に利他主義であるか否かは、子どもとのコミュニケーション如何なのかもしません。

家事労働の動機

普通、炊事、洗濯、掃除といった家事労働には金銭的な見返りや名譽は存在しません。そこで、家事労働を担当する専業主婦の場合、その動機を考える必要があります。

まず、甘い新婚時代を想像してみましょう。夫は妻の作る料理に舌鼓を打ち、「美味しいね」とニコニコしながら食べてくれます。妻はそうした夫の言葉をまた聞きたくて、さらに料理の技に磨き

をかけることでしょう。これは相手の喜ぶ顔が励みになっていますので、利他主義的動機と解釈であります。

ところが、結婚して何年か経過すると、こうした甘い時代は過ぎ、夫は妻の料理の味に慣れ、いっいち褒めなくなるでしょう。そうなると、妻にとつて家事労働に力を注ぐ動機は失われます。

そこで妻には2つの選択肢があると考えられます。ひとつは家事労働の質を落とすことです。料理はあまり手をかけず簡単なものにします。特に夫のために追加的な家事はやりません。

もうひとつは、利己主義的動機への転換です。家事労働自体を妻にとつて自己満足の対象とするのです。美味しい料理を作る目的は夫を喜ばせるためではなく、自分の料理の腕を上げるためだと考えます。また、掃除は、自分がきれいな家で気分良く過ごすためだと解釈します。こうすれば夫の反応は気にしなくて済むようになるのです。

夫婦の間では利他主義が重要

夫婦がともにフルタイムで働いている家庭では、家事労働や子育てをすべて妻が負担することは難しくなります。そこで夫婦がうまくやつていくためには、利他主義的動機が重要になります。例えば、ある共働き夫婦が交代で夕飯の用意を担当しているとします。この日は妻の担当でした。とした妻のところに上司がやってきて、「取引先と

の急な商談があり、これから食事をしながら打ち合わせをしなければならない。この商談は君に担当させたいので同席してもらえないか」と言われたとします。

妻はこの日の夕飯の担当になつていることが気にはなりましたが、自分のキャリアを考えるとても断れませんので、とりあえず夫にはメールで「今晚は仕事で遅くなる、ゴメン」とだけ伝え、会食に同席しました。

そこで妻は、その商談の担当を任せられたことが異例の抜擢であることを知ります。会食を終えたあとも、上司からの信頼を得たことの嬉しさと、仕事のやりがいを想像したときの興奮を抑えきれず、ウキウキしながら帰宅しました。

さて、家で待っていた夫はどうのうに妻を迎えたのでしょうか。まず、担当の夕飯を作らず遅く帰宅した妻に対して、「こんな遅くまで何をしていたんだ。俺は今までずっと食べないで待っていたぞ!」と怒りをぶつける夫は明らかに利己主義的です。妻の満足は眼中になく、自分の満足のことしか考えていません。他方、「そんな商談を任せられるなんてすごいじゃないか。俺のことは気にしないで精一杯頑張れ」と励ます夫は利他主義的といえます。なぜなら、妻のウキウキした姿を見て自分も同じように嬉しくなってしまう人だからです。

こうした共働きの場合は後者が理想かもしれません。企業で働く夫と専業主婦の妻といつた夫婦では、仕事が分業されているのでお互い干渉し

あわざ利己主義的な行動もさほど問題にはなりません。ただ、子育てや老親の介護のことなど家庭内で問題が起き、二人で対処しなければならなくなつたとき、利己主義が表に出る可能性はあります。互いの信頼関係が失われ、最後には老年離婚に至るケースも出てくるかもしれません。

利他主義の見極め方

では利己主義と利他主義の簡単な見分け方をここでお教えしましょう。あなたにとつて嬉しいことがあつたときの相手の様子をよく観察してみます。相手も喜んでくれていれば、あなたの相手は利他主義的な人です。一方で、自分のことも見つめてみましょう。相手が喜んでいる様子を見て嫉ましければあなたは利己主義的です。いかがでしょうか。

ここで大切なことは、夫婦が互いに相手の本性を探りあうことではなく、幸せな夫婦生活を送るために知恵を出すことです。妻が美味しい料理を作ってくれたら褒める、夫が珍しく子どもの相手をしたら嬉しそうな顔をする、互いに家事を分担するなら週末は一人揃つて美味しいものを食べに行く、などです。

こうしたことはわざとらしく見えるかもしれません、これまで私たちは円満な家庭生活を送るためにさまざま工夫をしてきたはずです。利他主義的な行動もその内のひとつと考えるべきなのです。

投資信託ってなに？

「投資信託」は、投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する金融商品で、その運用成果が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みになっています。

投資信託の運用成績は市場環境などによって変動するので、運用がうまくいって利益が得られることもあれば、運用がうまくいかず損をすることもあり、元本が保証されている金融商品ではありません。しかしながら、投資信託は個人が「豊かで幸せな人生」を過ごしていく上で大切な「資産形成」をするのに使い勝手の良い金融商品でもあります。

Q 投資信託にはどんな特徴がありますか？

- 1 株式や債券への投資はある程度まとまった資金が必要ですが、投資信託の多くは1万円程度から手軽に始めることができます。
- 2 投資家一人ひとりの資金は少額でも、これをひとつにまとめて大きな資金として運用するので、複数の資産や銘柄に分散投資をすることが可能となります。分散投資により投資のリスクを小さくすることができます。
- 3 集めた資金は、投資信託ごとに定めた運用方針に基づき、専門家が運用します。

Q どんな仕組みなんでしょう？

投資信託は、販売・運用・資産の保管などの業務を行う機関が、それぞれ専門の役割を果たしています。それぞれの業務には、一定の手数料を支払うことになります。（右図参照）

・販売会社（証券会社、銀行など）の役割

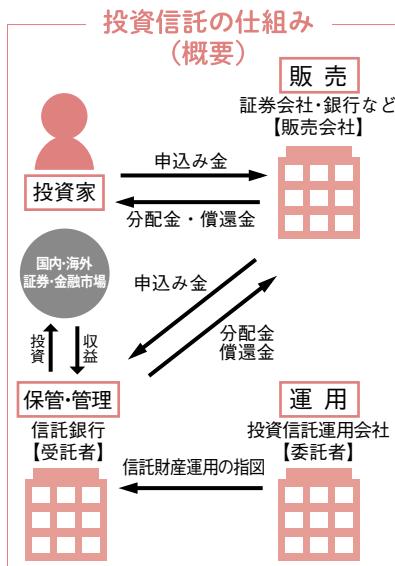
投資家ごとの口座を管理し、投資信託の販売や換金、分配金・償還金の支払いなどを行います。また、投資家からの質問に答えたり、相談にのったりもします。

・投資信託運用会社の役割

投資信託を作り（設定）、投資家から集めた資金（信託財産）を運用します。運用会社では、経済・金融情勢などに関するさまざまなデータを収集・分析し、信託銀行に対して運用を指図します。

・信託銀行の役割

投資家から集めた資産を大切に保管・管理し、運用会社からの運用の指図に従って、株式や債券などの売買や管理を行います。



Q どんな種類がありますか？

投資信託は、投資対象によって大きく2つに分かれます。株式を組み入れて運用することが可能な「株式投資信託」と株式を一切組み入れない「公社債投資信託」です。その他、取引所に上場されるETF（指数に連動する投資信託）やREIT（不動産に投資する投資信託）もあります。2014年1月から開始されるNISA＝少額投資非課税制度（くらし塾きんゆう塾 2013年夏号を参照）では、株式投資信託と上場されているETFやREITも対象となっています。

Q 元本割れが怖いのですが。

投資信託は預貯金とは違って元本保証の金融商品ではありませんが、「投資」の3原則 1) 資産分散 2) 時間分散 3) 長期運用により、リスクを軽減させることができます。投資信託はそもそも複数の資産や銘柄に投資するものなので一般的に 1) 資産分散は備わっていますが、さらに、一つの投資信託だけでなく、他の金融商品や他の投資信託に分散投資することや、時期を分けて購入する 2) 時間分散、短期的な価格変動にとらわれず 3) 長期運用を心掛けることが大切です。→詳しくは投資信託協会のHPをご覧ください。

本コーナーは、投資信託協会に執筆していただきました。

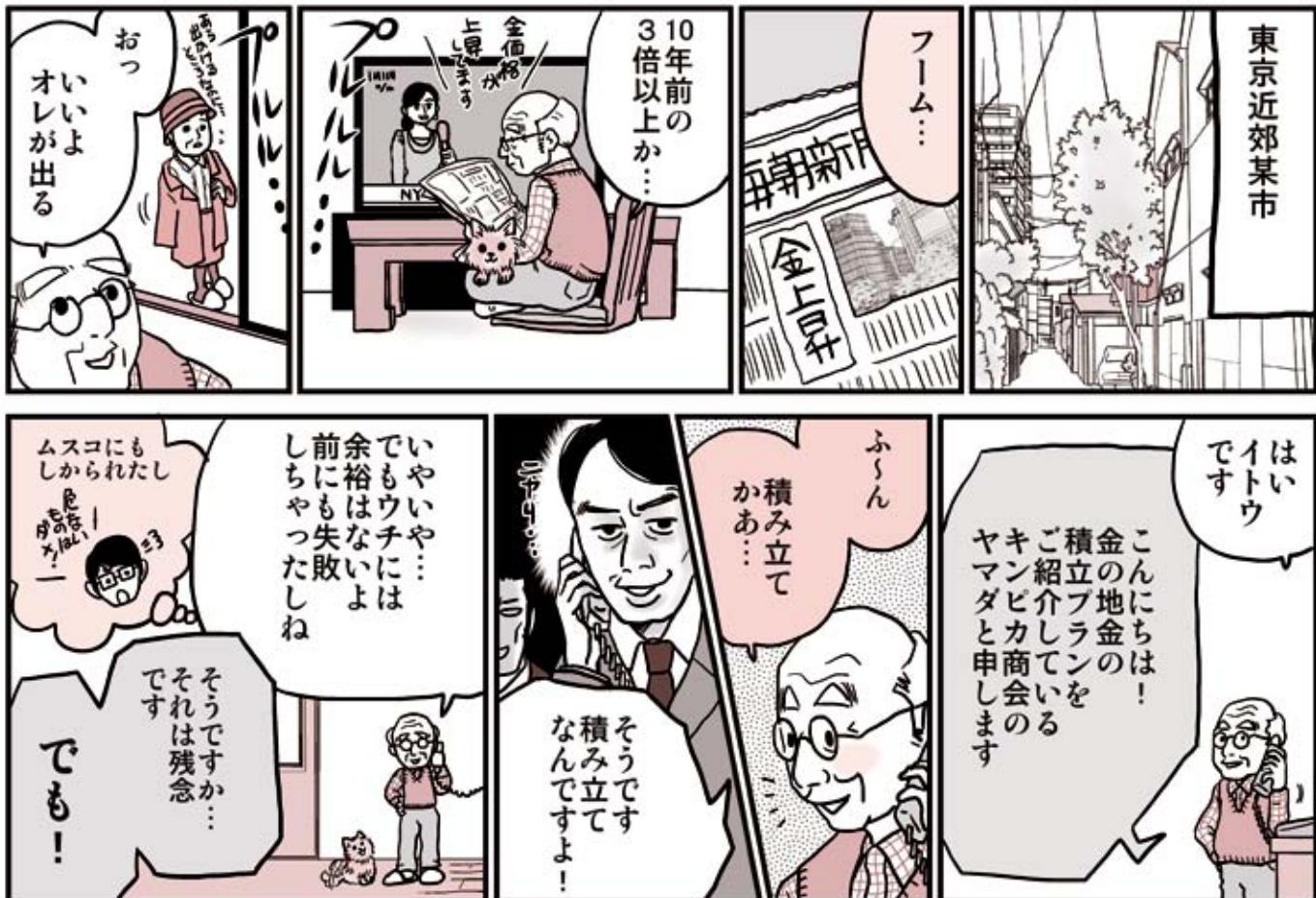
わたしは ダマサレナイ!!

第22話 金の地金取引詐欺

●監修 中谷 薫 (なかたに・かおる)

横浜市消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、
実際に起きた事件をもとに、
その「だましのシーン」を
再現したものです。
なぜだまさかしてしまうのか?
ここで再現する巧みな策略に、
その秘密が隠されています。
「私だけは大丈夫!」
なんて甘く考えてはいませんか?
実はそう考える人こそ
被害に遭いやすいのです。



実際の取引きの仕組みは複雑難解

ポイント2

この取引きの仕組みは複雑難解で、金相場の上昇気配のタイミングで、金地金をお年寄りに対して25年以上などの非常に長期間の前払い割賦契約をさせる詐欺事件が急増しています。

なお今回は金の相場が上昇傾向にある場合を想定してマンガ、本文とも解説していきます。

ポイント1

安全に確実でリスクはないという甘言に誘われて…

この詐欺に遭つてしまふ被害者の多くは過去に先物取引、未公開株、怪しい会社の社債などの投資詐欺に遭つたことのある70～80歳くらいの高齢者です。

悪質業者はまず電話で勧誘してきます。被害者は過去の詐欺被害の苦い経験から、最初は断りますが、業者は「今度は確実なもの」「金の地金を少しずつ買う取引きなのでリスクはない」「金は絶対に上がる、必ず儲かる」と過去の取引きとは違うと説明し、また、損を取り戻したいという被害者の心理を突いた巧みなセールストークを開拓して、少しでも興味を示すと、強引に家に訪問してきます。そして「純金積立のやうなもの」と安全な取引きであることを強調して契約をさせますが、実際は業者の決めた取引価格で行う金地金の前払い割賦販売取引、あるいは業者と相対で行う金の先物取引で、大変複雑な仕組みになっています。

複雑で難解な金地金の長期間前払い割賦契約

比較的相場が安定しているといわれている金地金ですが、金相場の上昇気配のタイミングで、金地金をお年寄りに対して25年以上などの非常に長期間の前払い割賦契約をさせる詐欺事件が急増しています。



この取引きでは、契約時の金の市場価格を参考に、業者が決めた当たりの購入価格で金を1kg単位で購入します。支払いは5〜30年間の分割前払い、代金を全額支払った後に現物が引き渡されます。つまり80歳の人方が期間30年（360回払い）の契約をすると、その人が契約した金の現物を受け取るのは110歳ということになります。被害者はこうした取引きの仕組みを理解しないまま契約してしまいます。

しかもこの取引きは、中途解約すると支払ったお金がそのまま戻るのではなく、契約時に業者が決めた購入価格と解約時の金の市場価格を参考に業者が決めた解約価格の差額から損益を計算し、さらに高額な手数料（契約額の10%程度）や年間口座管理料などを引かれるので、かなり値上がりをしないと戻ってくるお金は大幅に減ってしまいます。

被害者は、最初に少しまとめたお金を支払い、その後一定の金額を毎月少しずつ支払っていくことで金地金を少しずつ積み立て、必要なときはいつでも積み立てた分だけ返金してもらえると思っています。しかし、実際には、最初に支払ったお金は頭金に過ぎず、残金を長期間、均等分割で支払い終わつたところで、ようやく金地金が手に入るという契約であり、自分の思っていた商品とは異なる仕組みの契約だったことを、家族に指摘されたり、中途解約して手取りが大幅に減つてしまつた後で初めて理解するのです。

ポイント3

説明を鵜呑みにせず、契約内容を確認認証！

被害に遭わなかったためには業者のセールストークを鵜呑みにせずに、どんな契約なのか、



この物語はフィクションであり登場する名称などはすべて実在のものと関係ありません

契約書をよく確認する」ことが大切です。この取引きを金地金の「訪問販売」とすると、特定商取引法が適用されるので、契約書面を受領してから8日間はクーリングオフが可能で、必ず期間内にクーリングオフをしました。もし期間を過ぎてしまった場合でも、業者は交渉できるケースもあります。「金は絶対に上がる」「絶対儲かる」などと契約の際に断定的な判断の提供があった場合は消費者契約法で取り消しを主張できますし、「リスクは一切ない取引」などと嘘を言って契約させられた場合は特定商取引法と消費者契約法の両方で取り消しを主張することができます。

またこの取引きには、中途解約時の精算方法に先物取引の手法が用いられており、商品先物取引法の適用も考えられます。

しかし、こうした業者とは連絡が取れなくなってしまうケースも多く、その場合、返金は大変難しくなってしまいますので、安易な契約は絶対にしないよう注意しましょう。

★こうしたトラブルを未然に防ぐため、投資の勧誘があった場合は、家族や信頼できる知人などと情報を共有しつつ、少しでも不審なことや困ったことがあつたら早めに地元の消費生活センターに相談しましょう。

[詳しい情報やご相談]
 ● 全国の消費生活センター
 東京くらしWEB 消費者被害情報
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-2012101_2.html

見てわかる 金融力調査

第2回

金融経済に関する知識

金融広報中央委員会では、2012年9月に「金融力調査」の結果を公表しました。この調査は、日本における18歳以上の個人のお金や金融に関する知識や行動の特色を把握するために実施したものです。当委員会では、調査結果を活かして、世の中の人々が必要としている金融知識の普及や金融教育の支援を行っていきたいと考えています。

このコーナーでは、「金融力調査」の結果の一部を紹介し、エッセンスを分かりやすく説明します。

今回は、「金融経済に関する知識面の特徴」についてです。

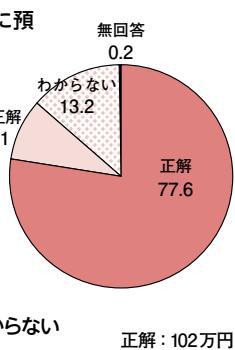
金利の計算の質問では、単利（1年間の金利の計算）についての正答率は8割近い水準となっています。一方、複利（5年間の金利の計算）についての正答率は3割にとどまっています。

問

100万円を預貯金口座に預け入れました。金利は2%だとします。また、この口座には誰もこれ以上お金を預け入れないとします。1年後、口座の残高はいくらになっているでしょうか。

選択肢

- ・100万円・102万円
- ・110万円・その他・わからない

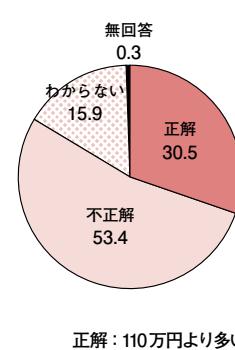


問

では、5年後にはこの口座の残高はいくらになっているでしょうか。

選択肢

- ・110万円より多い
- ・ちょうど110万円
- ・110万円より少ない
- ・その他・わからない



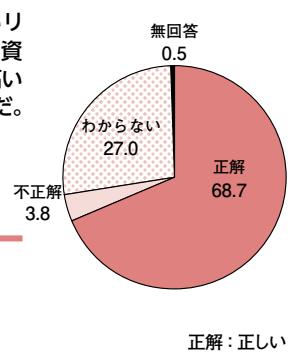
リターンとリスクの関係についての質問では、正答率が7割近い水準となっていますが、「わからない」との回答も目立っています。また、リスクの分散の効用についての質問では、「わからない」との回答が目立ち、正答率も5割を切っています。

問

平均以上の高いリターンのある投資は、平均以上の高いリスクがあるものだ。

選択肢

- ・正しい
- ・間違っている
- ・わからない

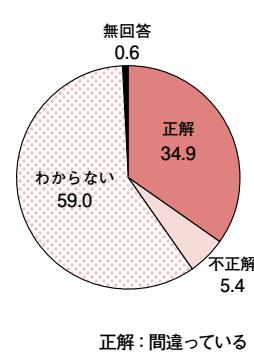


問

一社の株を買うことは、通常、株式投資信託を買うよりも安全な投資である。

選択肢

- ・正しい
- ・間違っている
- ・わからない



豊かな暮らしのためには、金融経済について正しく知っておくことが大切です。金融や経済に関する、難しそうだと思わずに関心を持ちたいものです。

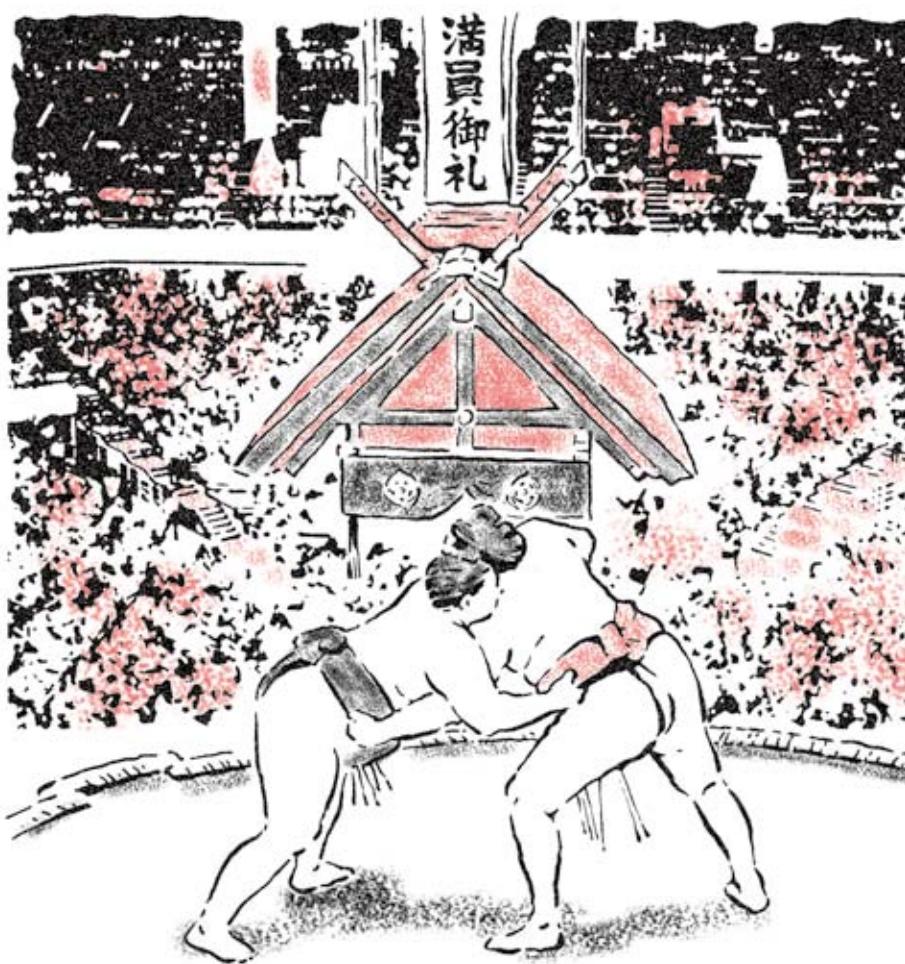
調査結果は知るばるとホームページに掲載しています

<http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kinyuryoku/index.html>

その二

相撲

「国技」と表されることもある相撲。多くの人がテレビなどで見たことがあると思いますが、実際の大迫力の一番をご覧になったことはありますか？近年は外国人力士の台頭が話題になっていますが、歴史を振り返りながら相撲に関するミニ知識を頭に入れ、ぜひ一度相撲の観戦に出かけてみませんか。



相撲はいつごろから始まった？

日本の伝統文化のひとつである相撲のルーツをたどってみましょう。相撲は、日本最古の歴史書といわれる「古事記」や「日本書紀」などの国譜り神話に出てくる神々の力比べが源流にあると言われています。奈良、平安時代には「相撲節会」「相撲節」と呼ばれ、五穀豊穣を祈るとともに全国から集められた健児^{こじで}が競う、競技と儀式を兼ねたものだったようです。ときは変わり江戸時代になると「勧進相撲」の名のもと、寺社の修復の費用を賄うため寺社の境内で興行が行われました。興行は春と冬が江戸、夏が京都、秋は大坂で1場所10日間で行われました。このことから相撲取りは、「1年を20日で暮らすいい男」と江戸では呼ばれるよう

になつたのです。また相撲は武芸でもあり、強豪力士のほとんどが藩のお抱えの力士で、江戸中期以降は町人にも人気が高まり、歌舞伎と共に当時を代表する娯楽となっていました。しかし、相撲は武芸のひとつであり勧進相撲でもあるため、女性の見物は許されなかつたのです。明治維新による廢藩置県を経て、大名のお抱え力士というシステムは崩壊します。文明開化の波に「相撲は野蛮な競技」という声も上がるなど、相撲は一時的に低迷期を迎えますが、日清戦争、日露戦争の勝利の勢いに乗つて人気は回復、明治42年に両国国技館が開館します。昭和に入ると興行日数は昭和12年に13日制、昭和14年に15日制となりましたが、戦争の激化によつて国技館は軍部に接収され、昭和20年3月10日の東京大空襲で消失しました。その後、興行は会場を転々とし

力士の番付は図のとおり10の階級に分かれています。角界に入門した力士は、学生横綱やアマチュア横綱を除き、序ノ口、序二段からスタートし、外出着は「お仕着せ」と呼ばれる部屋の名前入りの浴衣に綿かウールの帯に下駄履きです。足袋は履いてもよいのですが黒足袋と定められています。ひとつ位が上がって三段目になると着物に羽織、雪駄（エナメル製）を着用することができます。序の口、序二段は真冬でも羽織を着ることが許されていないのです。幕下に上がる

と今まで綿かウールだった帯がようやく博多帯に、そして冬にはコートを着ることができます。この幕下までの稽古まわしは黒と決められており、ここより上の十両以上の力士が関取と呼ばれ、白の木綿まわしを締めることになります。

十両以上の関取は大銀杏のまげを結うことが許され、外出時には紋付の羽織に畠の雪駄を履くことができます。そして土俵入りのときには化粧まわし、本場所で締める絹のしゅす織りのまわし「締込」に、同じ色のさがりが付きます。



ながらも続けていましたが、昭和29年に蔵前国技館が完成し、戦後の土俵を沸かせた「栃若時代」「柏鵬時代」の舞台となりました。昭和60年には、両国に再び国技館が開館。千代の富士の53連勝、「若貴時代」などさまざまなブームが巻き起こりました。

相撲部屋と力士の生活

力士は横綱を頂点として大関や十両、幕下といった10の階級があります。現在は横綱が最高位ですが昔は大関が最高位でした。横綱とは、大関の中でも横綱免許を持つ大関の名誉称号であり、番付上はあくまでも大関が最高位だったのです。横綱の位が正式に最高位となつたのは明治42年のことです。

ところで力士が所属する相撲部屋とは

どういものなのでしょう？現在、相撲部屋は6つの一門、44部屋（2013年7月現在）あります。規模にもよりますが、部屋には師匠と力士をはじめとして、行司、呼出、床山などの裏方さん、また師匠と一緒に指導をするいわゆる部屋つきの親方、日々の生活を支える役割の若者、頭や世話人などが一緒に生活する、いわば大家族のような集合体が相撲部屋です。

この相撲部屋で力士はもちろん稽古をしますが、毎日の暮らしの場でもあります。それでは一般的な幕下力士の一日はどうなっているのでしょうか？

4月の春の巡業は伊勢神宮から始まり靖国神社の奉納相撲まで、8月の夏巡業は北海道や東北など涼しい場所から東京へ戻る日程、10月の秋巡業は中国・四国を中心に九州へ向け南下するルート、12月の冬巡業は九州場所後に九州一円・沖縄など暖かい土地で組れます。こうしてみると一年のうちかなりの日数、取組みがあることになりますね。

とある力士の一日

- 5:00 朝稽古開始。新弟子の場合は一番先に土俵に下りて四股やてっぺなどの準備運動を終えていかなければなりません
- 9:30 稽古を終えたら整理体操を行い、土俵の清掃を行います
- 10:00 シャワーを浴び、床山さんにマグを直してもらい、朝食を摂ります。この間に新弟子はまわしを干さなければなりません。ちなみにまわしは干して乾かすだけで、洗うことはしません
- 11:00 後片付けや掃除が終わったら軽いトレーニング
- 13:00 それが終わったら昼寝です。昼寝も力士の大切な仕事です
- 16:00 夕食の食材の買い出しと仕込み、翌朝食用の下ごしらえも済ませます
- 19:00 夕食を終えたらリラックスタイム
- 22:00 就寝

もちろん位の違いと本場所や地方場所、巡業などによってスケジュールは変化します。

とある相撲を楽しもう

大相撲の本場所は年間6場所開催されています。1、5、9月が東京・両国で開催され、3月は大阪、7月は名古屋、11月

は九州です。この本場所の成績は番付に直結していますが、勝敗が番付に関係しない相撲を花相撲といい、巡業や奉納相撲、トーナメントや福祉大相撲などがそれにあたります。

さて本場所では、現在、地上波のテレビ放送では15時過ぎくらいから中継されていますが、取組み自体は朝から始まっています。序ノ口や序二段などは早い場合8時30分から始まります。関取と呼ばれる十両の土俵入りは14時30分ころ、幕内の土俵入りは15時50分過ぎころですが、日によって、特に千秋楽など進行時間が変更される場合が多いので日本相撲協会のHPなどで確認した方がよいでしょう。なおチケットは、日本相撲協会HPの「チケット大相撲」のサイトで各種席料や販売状況などが確認できますし、各種プレイガイドで購入することができます。

ライフ＆マネープラン

【労災保険】

このコーナーでは、人生のさまざまな転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご紹介します。仕事や家事で忙しい毎日を過ごしている皆さんも、時間をみつけて、将来を見据えたマネープランを検討してみてください。今回は労災保険がどういったケースで適用されるのか、またどのような給付を受けられるのかを紹介するとともに、給付を受けるために必要な手続きとポイントについて解説します。

労災保険とは

労災保険とは、正式には労働者災害補償保

険といい、業務上の災害や通勤時の災害によつ

て、労働者がケガや病気にかかりたり、障害が残つたり、あるいは死亡した場合などに、被災した労働者またはその遺族に対して保険給付を行う制度です。同時に、被災した労働者の社会復帰の促進、遺族の援護なども行っています。

労災保険の適用対象となる労働者は、正社員、パート、アルバイトなど賃金を支給される人すべてです。事業主は、労働者が一人だとしても（個人経営の農業、水産業で労働者数5人未満の場合、個人経営の林業で労働者を常

時には使用しない場合を除く）、労働保険に加入の上、保険料を納付する義務があります。保険料は全額が事業主負担です。

(1) 業務災害

では労災が適用される業務災害と通勤災害は、どのようなものでしょうか。

業務災害とは、労働者が就業中に業務が原因となつて被つた負傷、疾病または死亡を指します。例えば、工場で機械に指をはざまれた、工事現場で作業中にケガをした、書類を運んでいる途中に階段を踏み外して足の骨を折つた、出張中に交通事故に遭つたなど、さまざま

なケースが想定されますが、業務と災害の間に相当因果関係がある灾害、すなわち、業務起因性が認められる灾害が対象となりま

す。一方、業務中に発生した災害であつても、例えば昼休み中に散歩のために外出してケガをしたなど、業務起因性が認められない場合には、労災保険の対象とはなりません。

疾病については、業務との間に相当因果関係が認められる場合は労災保険給付の対象となります。ただし、工場のライン作業に従事している人の腰痛や、残業が続いている人の心筋梗塞など、労災の適用になるかどうか判断が難しいケースもあります。一般的に業務上の疾病と認められるには、次の3要件が満たされている必要があります。

- ・一般的に業務上の疾病と認められるには、次の3要件が満たされている必要があります。
- ・労働の場に有害因子が存在していること
- ・健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと
- ・発症の経過および病態が医学的に妥当であること

(2) 通勤災害

通勤災害では、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡が対象となります。ただし、ここで決められている「通勤」とは、労

参考資料：労災保険情報センター <http://www.rousai-ric.or.jp/>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/gaiyou.html> など



働者が就業にあたつて

・住居と就業の場所との間の往復

・就業の場所から他の就業の場所への移動

・単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動

を、合理的な経路および方法で行うこととされており、帰宅の途中で私用で寄り道をしたり、飲酒によってケガをした場合など、移動の経路を逸脱したり中断した場合には「通勤」とは認められません（一部の例外を除く）。

保険給付の種類

保険給付の種類には、療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）、傷病（補償）年金、介護（補償）給付および二次健康診断等給付があり、このほか保険給付を補足するものとして社会復帰促進等事業である特別支給金があります。（下表参照）

具体的な給付の手続きとポイント

では実際の給付の請求手続きはどのようにすればよいのでしょうか。

例えば、業務上のケガなどで医療機関を受診する際には、健康保険証を窓口で提出するのではなく、労災であることを申し出る必要があります。いつものように健康保険証を提示し何も告げないと、労災保険の給付が受けられず健康保険証で処理されてしまうので注

意しましょう。もし健康保険証で料金を支払ってしまった場合は健康保険組合に取消しの申請をし、労災保険への切り替えを行つてください。

労災指定医療機関や労災病院であれば、スマートに手続きが運びやすいので、職場周辺の労災指定医療機関などを勤務先の総務の担当者などに確認して受診するとよいでしょう。

そして、労災指定医療機関などで受診した場合は、その病院を通じて、労災指定医療機関など以外の医療機関で受診した場合は直接、所轄の労働基準監督署長へ療養の請求書を提出します。業務災害と通勤災害とでも提出する書類は変わります。勤務先の総務担当などに確認して、それぞれの請求に見合った書類を提出してください。

労災保険給付の種類	
保険給付の種類	支給事由
療養（補償）給付※1	療養の給付※2 業務災害または通勤災害による傷病について、労災病院または労災指定医療機関などで療養する場合
	療養の費用の支給※3 業務災害または通勤災害による傷病について、労災病院または労災指定医療機関以外の医療機関等で療養する場合
休業（補償）給付	業務災害または通勤災害による傷病に係る療養のため労働することができず、賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合
障害（補償）給付	障害（補償）年金 業務災害または通勤災害による傷病が治ったとき※4に、障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合
	障害（補償）一時金 業務災害または通勤災害による傷病が治ったときに、障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
遺族（補償）給付	遺族（補償）年金 業務災害または通勤災害により死亡した場合(法律上死亡とみなされる場合、死亡と推定される場合を含む)
	遺族（補償）一時金 1. 遺族（補償）年金を受け取る遺族がない場合 2. 遺族（補償）年金の受給者が失権し、他に遺族（補償）年金を受けることができる遺族がない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
葬祭料（葬祭給付）	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合
傷病（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が、1年6ヶ月を経過した日、または同日以後において治っておらず、傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合
介護（補償）給付	障害（補償）年金または傷病（補償）年金の受給者で、介護を要する場合
二次健康診断等給付	事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、次のいずれにも該当する場合 1. 検査を受けた労働者が、血圧測定、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定の全ての検査において異常の所見があると診断されていること 2. 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められるこ
	(※1) 業務上災害による傷病に必要な給付を「療養補償給付」といい、通勤災害による傷病に必要な給付を「療養給付」といいます。これらを合わせて「療養（補償）給付」といいます。「休業（補償）給付」などについても同様です。(※2)「療養の給付」とは、療養の現物給付、すなわち労災病院または労災指定医療機関などで被災労働者に無料で療養の給付を行うことです。この場合、被災労働者は無料で療養を受けられ、療養に要した費用は直接医療機関などに支給されます。(※3)「療養の費用の支給」とは、療養の費用の現金給付、すなわち労災病院または労災指定医療機関以外の医療機関などで療養した場合、療養に要した費用全額を被災労働者が支払うことになりますが、その相当額を被災労働者に現金で支給することです。(※4)「治ったとき」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行つてもその医療効果が期待できなくなったときをいいます。これを「治ゆ」といいますが、必ずしも元の身体状態に回復した場合だけをいうものではありません。

金融教育の現場レポート

「金融教育」は、社会の中で生きる力を育むことを目的として行われる教育です。

このコーナーでは、金融教育の授業がどのように進められているか、教育現場に立つ先生や、授業を受ける生徒の姿をレポートします。

今回は、神奈川県立麻生総合高等学校教諭・岩村夏樹先生が、前任校の神奈川県立厚木商業高等学校において、課題研究の授業の中で取り組んだ金融教育についてご紹介します。

※岩村先生は、厚木商業高等学校における同僚の勝山光二先生とともに、「この実践をまとめた小論文で、金融広報中央委員会主催「第9回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール」(2012年度)【小論文部門】優秀賞を受賞されました。

従来型の金融教育の 「3つの限界」を克服するためには

を感じたといいます。

(3) 最新事例を扱えば扱うほど、暗

い内容になりがちな点

金融教育にとって「わかりやすく伝

える」「シミュレーション」「最新事例」

はどうも必要な要素だが、生徒たちに

(1) 伝えて終わり、学んで終わりの
教育に終始しがちである点

(2) シミュレーションに終始し、実践
を伴わない点

岩村先生は商業高校で教鞭をとる以前の3年間、証券会社に勤めていた経験があります。8年前に教員となつた時には、商業教育現場の問題点として「金融の知識を敬遠する」傾向があるように感じられ、教員になつて2年目にはさっそく、課題研究の授業に金融教育「はじめての株式」を導入しました。

「金融の知識がなければ、ビジネスの根幹であるお金の動きやその本当の役割が理解できません。そこで、証券会社から教員に転職した自分が新しい授業を作ろうと考えたのです」と岩村先生は振り返ります。同時に現代の金融教育に対し、以下の「3つの限界」



神奈川県
神奈川県立麻生総合高等学校
岩村夏樹教諭

生きる力として「金融知力」を培うためには、「3つの限界」を克服する新しい金融教育が求められる。そんな視点から、岩村先生の挑戦は始まりました。

厚木商業高校での最初の「株式講座」は、選択講座でありながら70名近い大勢の3年生が受講。当時は株価がちょうどITバブル崩壊後の低迷期から立ち直っていく時期と重なり、生徒の理解を得るのも容易でした。投資ゲームなどを通じて擬似体験的に株式の基礎知識や友人との考え方の違いなどを知ると同時に、自由な発想でユニークな意見が飛び交う授業が実現しました。

「国際協力」と「金融教育」の融合

厚木商業高校では、「課題研究」という選択授業が行われており、岩村先生の同僚である勝山光仁先生が「私にできる国際協力」という講座を開講していました。課題研究とはいわゆる高校版のゼミです。生徒たちは「どうしたら世界の子どもたちのために輝く未来を創ることができるか」をテーマに学習を深める中で、「既存の援助活動では効果が上がらず、継続性にも疑問

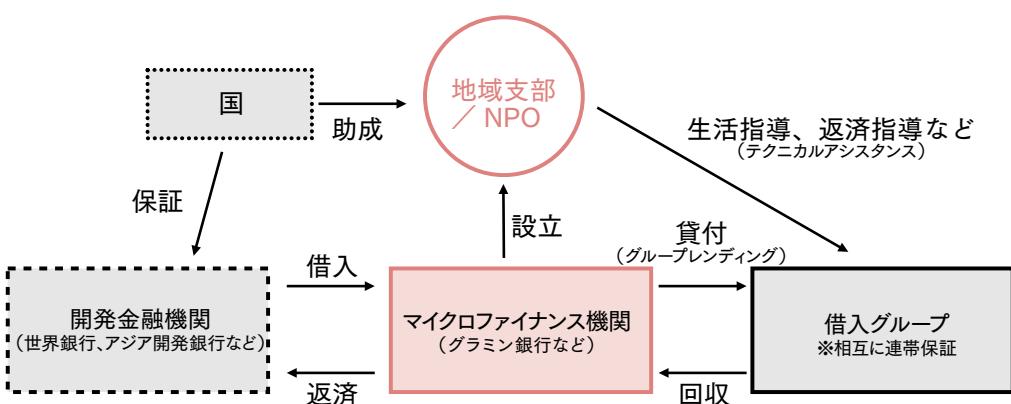
がある」という課題に直面し、「世界で貧困に苦しむ子どもたちを継続的に資金面で助けていく仕組みを自分たちで作れないか?」という声があがってきました。

そのような経緯のもと、勝山先生と金融の専門家である岩村先生がタッグを組んで取り組むことになり、「マイクロファイナンス」※1といふソーシャルビジネス※2に行きつくことになりました。両先生はちょうど来日していたムハマド・ユヌス博士※3のセミナーに通い、「国際協力」と「金融教育」を融合したソーシャルビジネスの学習プログラムを発案し、この取り組みを神奈川県高等学校生徒商業研究発表大会への参加課題と決めました。これをきっかけに、有志の生徒6~9名による3カ年計画(毎年、生徒は異なる)の教育実践を行うことになりました。

象となる。

※3 ムハマド・ユヌス博士・マイクロファイナンスシステムによって多くの貧困層を救ったとして、2006年にノーベル平和賞を受賞したグラミン銀行の創始者。

■グラミン銀行におけるマイクロファイナンスの仕組み



※政策投資銀行 地域通貨とコミュニティファイナンス「マイクロファイナンスの仕組み」を元に作成

プレゼン・提言の実践授業



岩村先生と勝山先生の金融教育の特徴は、ソーシャルビジネスの文献調査だけでなく、仮説を立て、その実現可能性を提言するという発展的な授業が展開されていた点です。ソーシャルビジネスの認知・理解から始まり、文献調査に至るだけにとどまらず、企業などの外部機関へ働きかけたり、プレゼンテーションを行い協力を呼び掛けたりするなど、生徒たちの積極的で自主的な行動へつながりました。そして前述の神奈川県高等学校生徒商業研究発表大会では、2011年から2013年にかけて3年連続最優秀賞を受賞するなど、高い評価を得る結果となつたのです。

岩村先生は証券会社に勤めていた経験を生かし、「自分にしかできない授業」にこだわりを持って金融教育を実践しています。それには「金融を教える」のではなく「金融で教える」というスタンスが重要で、今後新たな実践

岩村先生は、この実践成果に対し、行なわれている内容を越えた領域ではありません。どのような行動がどのような結果に結びつくのか、自分たちには何ができる、何ができないのか、生徒たちに本当に教えたい知識や経験を共に学ぶことができたように感じます」と話します。

また、「自分たちで世界を変えるような仕組みはないだろうか」という生徒らしい発案がなければ、教員だけでソーシャルビジネスの授業を思いつことはできなかつたでしょう。生徒がまず大胆に発案して、教員はその実現のための段取りやお膳立てを行う黒子に回る。そうしたアクティブラーニングの新しい姿が『生徒発想主導』なんですね」と岩村先生は成果を説明します。(左頁表参照)

「金融を教える」のではなく 「金融で教える」スタンスを大切に

岩村先生は証券会社に勤めていた経験を生かし、「自分にしかできない授業」にこだわりを持って金融教育を実践しています。それには「金融を教える」のではなく「金融で教える」という

■外部への提言例

(1)教科書会社への提言

編集者にプレゼンテーションを行い、「教科書や資料集にソーシャルビジネスの事項を入れてもらいたい」と提言。生徒たちが学びたい内容を教科書に取り入れてもらうために、実践可能な行動に取り組んだ。

(2)大学教授への協力依頼とプレゼンテーション

ソーシャルビジネスに詳しい一橋大学教授の米倉誠一郎教授にコンタクトを取り、生徒たちのプレゼンテーションを聞いていただいた。特別顧問を依頼し、アドバイザーとしての協力を受けた。

(3)企業とのコラボレーション

企業やNPOなどに協力を要請し、社会貢献の方法などについて情報交換の場を設けた。生徒たちから意見の提案を行うとともに、企業やNPOの状況などを知る貴重な機会となった。

※NISA：2014年1月から始まる「少額投資非課税制度」。
名称は、ISA (Individual Savings Accountの略) に日本のNを付したもの。

として「NISA※の仕組みを授業に取り入れ、税金を考える授業」、あるいは「模擬的な株式会社を立ち上げて会社法を学ぶ授業」などを構想中です。『金融に対する生徒たちの興味関心は、ここ数年飛躍的に上がつております。嬉しいことに、私が『はじめての株式』の授業を始めたころとは随分教育現場の意識も変わってきたと思います。私は自身は金融教育に対する独特のモチベーションがあります。大学卒業後に勤めたインターネット専業証券会社では、3年の間に証券決済など金融の根幹に関わる仕事をさせていただきました。今、自分が金融教育を推進し、その成果をできる限り公開して金融教育の発展に少しでも貢献しようとしているのは、私を育てくれた『金融』という世界に恩返しをしたいと考えているからなんですね」と岩村先生は話しています。



■実践事例	時期	課題研究および生徒商業研究における取り組み
	2011年 6月	日本ポリグル(株)「途上国におけるソーシャルビジネス」 NPO チャイルドドクター「ケニアにおける医療支援 新しい支援の形」
	8月	実教出版(株)「ソーシャル・ビジネスの教科書作成」を提案 日経エデュケーションチャレンジ 2011 参加
	9月	一橋大学米倉誠一郎教授にプレゼンテーション披露 神奈川県高等学校生徒商業研究発表大会 最優秀賞 受賞 「ソーシャルビジネスが創る新しい日本!新しい世界!」
	10月	厚木タウンニュース・神奈川新聞に取り組み掲載 特定 NPO 法人テーブルフォーツー 「TFTでのソーシャルビジネスの取組」
	11月	(株)フェリシモ 「グラミン銀行×フェリシモの取り組み」 慶應義塾大学 学生による「ソーシャルアクションワークショップ」
2012年 1月		ソフトバンクモバイル(株)「ソフトバンクにおけるCSR」
3月		住友化学(株)「オリセットネット(アフリカでのマラリア対策への挑戦)」
5月		国際 NGO ジョイセフを通じ、ザンビアに靴を送る
7月		アライアンスフォーラム財団、KIVA カレッジによる「マイクロファイナンス勉強会」
8月		神奈川県高等学校生徒商業研究発表大会 最優秀賞 受賞 「100円で世界を変えるビジネス～全国高校生推進プロジェクト～」
9月		厚木タウンニュース・神奈川新聞に取り組み掲載 Living in Peace セミナーにて、プレゼンテーション披露
10月		神奈川県知事にむけてプレゼンテーション披露
11月		徳島県にて行われた全国高等学校生徒商業研究発表大会 優良賞 受賞

高校生の発想・主導で学ぶ金融教育 ～『伝え・学ぶ』から『考え・行動する』金融教育へ～

神奈川県

神奈川県立麻生総合高等学校 岩村夏樹教諭

値段の

むかし

[第2回]

いま

レジャー ～海外旅行・国内旅行～

最近は、ワーク・ライフ・バランスについての意識が高まり、積極的に休暇を取ろうとする動きが見られます。海外旅行も昔と比べればずいぶんと手軽に出かけられるようになりました。今回はレジャーの中でも旅行の値段の移り変わりと、その楽しみ方の昔と今についてみてみましょう。

かつて日本では盆、暮れ、正月ぐらいしか休暇らしい休暇があまりませんでしたが、1948年（昭和23年）に「国民の祝日に関する法律」が施行される

定期的な休日については、明治初め頃に官庁を中心に毎週日曜日を休みとする週休制が始まりましたが、戦前までは中小企業では休日は月に2回というものが一般的でした。1947年に制定された労働基準法によつて週休制が法制化されます。日本で週休2日制が導入され始めたのは、高度成長期の1960年代前半頃からですが、1988年に労働基準法の本則に週40時間労働制が明記され、週休2日制の普及にはずみがついていきます。

さらに「ハッピーマンデー制度」によつて、2000年に成人の日と体育の日が、2003年に海の日と敬老の日が月曜日に移動して3連休が増えたとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりも相まって、旅行やレジャーを楽しむ下地ができてきたといえます。モータリゼーションの進展や、旅を特集する女性誌の隆盛などによつて、宿泊を伴う国内旅行者数は右肩上がりで伸びてきます。

旅行費用の推移を見てみましょう。総務省の「家計調査」によると1965年の旅行費※は、1万592円でした。それが、大阪万博が開か

と、4月の終わりから5月の最初にかけて大型連休が登場しました。この大型連休が、「ゴールデンウイーク（GW）」、「黄金週間」と呼ばれるようになったのはどんな由来があるのでしよう。はつきりしたことは分からぬようですが、当時この連休中に映画館への入場者が増えたことで、より多くの人に映画を見てもらおうとして映画業界の関係者が名付けたという説のほか、この期間はラジオの聴取率がもっとも高い「ゴルデンタイム」だったことから名付けられたという説などがあります。

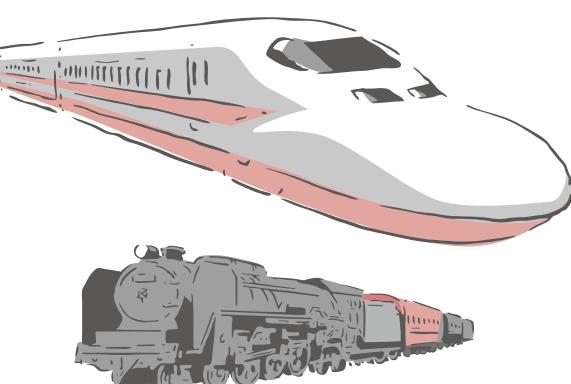
定期的な休日については、明治初め頃に官庁を中心に毎週日曜日を休みとする週休制が始まりましたが、戦前までは中小企業では休日は月に2回というものが一般的でした。1947年に制定された労働基準法によつて週休制が法制化されます。日本で週休2日制が導入され始めたのは、高度成長期の1960年代前半頃からですが、1988年に労働基準法の本則に週40時間労働制が明記され、週休2日制の普及にはずみがついていきます。

こうして増えた休日の有効な過ごし方の「つが旅行です。日本の旅行業は、日本旅行創設者の南進助氏が1905年（明治38年）に、高野山や伊勢神宮への団体旅行を斡旋したことから始まるといわれています。翌年には「鉄道国有法」が制定され、その後の鉄道網の普及とともに、国内旅行が次第に活発になっていきます。職場の慰安旅行や修学旅行は、明治期から行われていたようです。

戦中戦後の混乱期を経て、日本の旅行业が本格的に発展するのは、高度経済成長期に入つてからです。1952年（昭和27年）には「旅行斡旋業法」が制定され、旅行代理店が次々と誕生し、効率よく観光地を周遊するパックツアーグループが登場します。当初、近くの温泉地や観光地が主流だった旅行先も次第に遠方へ。1970年に大阪万博が開催され、続いて国鉄による

旅行費用全体の約3割が交通費と言われます。例えば大阪万博が開催された1970年当時、東京から大阪に新幹線で行った場合、片道の乗車料金は2230円、ひかりの指定席特急券は1900円で合計4130円でした。現在の約3分の1の料金ですが、サラリーパック旅行含むと交通費（鉄道運賃、航空運賃、有料道路料、他の交通）、旅行用かばんの費用を合算したもの。

国内旅行の移り変わり



大型連休の登場

かつて日本では盆、暮れ、正月ぐらいしか休暇らしい休暇があまりませんでしたが、1948年（昭和23年）に「国民の祝日に関する法律」が施行される

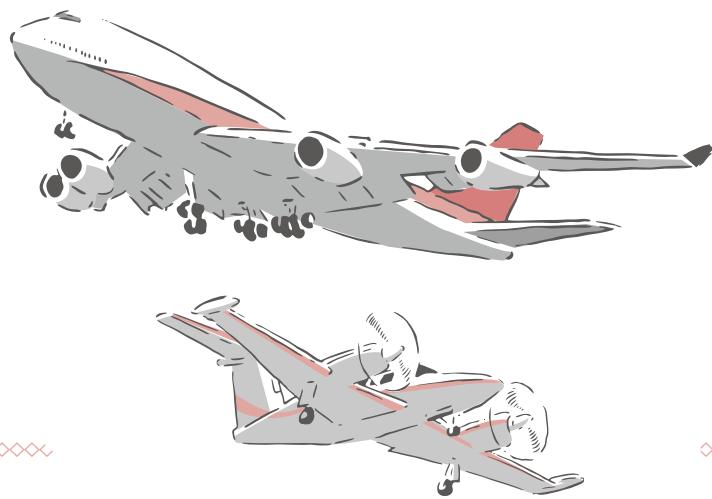
マンの初任給が4万円程度だったことを考慮すると、家族揃っての旅行はかなりの出費を覚悟する必要がありました。ちなみに当時駅弁は200円程度、駅売りのお茶は20～30円でした。

もう一つの大きな出費である宿泊料金はどうでしょう。「値段史年表 明治・大正・昭和」(朝日新聞社刊)によると、1968～71年ごろの全国の民宿の平均宿泊料金は、平均で1600～1900円となっています。ホテルや旅館などでは倍以上の宿泊料金がかかる場合もあり、宿泊を伴う国内旅行は一大イベントだつたと言えます。

ところで、国内旅行の伸びと歩調を合わせるように盛んになつたのが新婚旅行です。日本における最初の新婚旅行は坂本龍馬とお龍の薩摩への旅行などといわれますが、戦前までは新婚旅行へ出かけるのは、一部上流階級に限られていて、活発になるのは戦後のことです。1960年頃には熱海や箱根、伊香保温泉地が人気でした。

別府、雲仙などの温泉地が人気でした。1960年代後半から1970年代には、宮崎が新婚旅行のメッカとなりました。ピーク時の1974年には、その年に結婚したカップルの3分の1に相当する約37万組もの新婚旅行客が宮崎市内に宿泊したといわれます。ちなみに当時の羽田～宮崎間の航空運賃は片道2万600円でした。

さて順調に拡大していた国内旅行も1990年代以降は頭打ちとなり、職



「憧れ」から「手の届く楽しみ」になつた海外旅行

場の慰安旅行は減少し、家族や個人、小グループでの観光が増えています。代わって1980年代後半から急増していったのが海外旅行でした。

しかしその後、海外旅行者数はどんどん増加していきます。1964年に12万8000人弱だった渡航者数は、その後毎年20%以上の伸びを示し

たとえば韓国へは1万円前後、ヨーロッパでも往復10万円以下と昔前では考えられない料金の格安航空券があります。また国内でも、早めに購入することで割安となるバーゲン運賃の航空券やキャンセルが効かない特別割引運賃の航空券があります。さらに最近では、LCC(ローコストキャリア)と呼ばれる格安航空会社も登場しました。LCCでは、今まで航空会社が提供していたさまざまな顧客サービスを削減し、機体の回転率を高めることで低価格を実現しています。

選択肢が多様になった現代の旅。充実したサービスで旅をエンジョイしたい人、交通費や宿泊費は切り詰めて、旅行先での他の楽しみにウェイトを置く人など、それぞれが自分に合った旅をデザインできることになってきたといえそうです。

旅の価格破壊

ハワイへの飛行機のエコノミークラスの正規運賃(往復)は22万5000円。サラリーマンの初任給が約2万円前後だったことを考慮すると大変高価ですね。

そのハワイへの初めてのツアーライ

が実施されたのは、海外渡航が解禁になってわずか1週間後。添

乗員2名、ツアーキャブ23名の団体で、ツアーリーダーは一人あたり7泊9日で36万4000円だったそうです。一行は3年前から毎月1万円ずつ旅費を積み立てたといいます。

海外渡航が自由化されたといっても、当時1ドルは固定相場制で360円。また、1人が1年間に使える外貨は500ドルまでと制約も多いものでした。

しかしその後、海外旅行者数はどんどん増加していきます。1964年に12万8000人弱だった渡航者数は、その後毎年20%以上の伸びを示し1972年には139万人、翌73年には64%増の229万人。オイルショックで伸びが低迷しますが、バブル期に入りまた大きく伸び、1990年には1000万人を超えます。そして2012年には1700万人。若い人々、高齢者も含め、いまや毎年海外旅行する人も珍しくないほど、気軽に旅行することです。

最初の旅行先として人気を集めたのが、流行歌に歌われ、映画の舞台としても話題になつたハワイでした。当時、実際、ハワイ旅行のパッケージツアーやの価格と大卒初任給とを比較すると、

都道府県金融広報委員会 事務局員の活動紹介

関係者との連携強化が活動の源

茨城県金融広報委員会

山田 雅彦

私が茨城県金融広報委員会事務局を担当して3年3ヵ月が経ちます

が、担当したばかりのころは、「金融広報活動」をどのように進めていけばよいか手探りの状態でした。

このような私が金融広報活動に取り組んでいくためには、関係者と

同じ学年の4つのクラスで、同じ時間帯に4人の講師を派遣して同じ内容の金銭教育授業を行って欲しいとの依頼を受けたことです。

この依頼に対応するため、金融広報アドバイザーの方々に集まっていただき、3回にわたり打合せを行い、異なる専門分野からのさまざま

な授業案を一つにまとめ上げ、授業

緊密な連携を図り、ご協力を得ていくしかありません。

で使用するグッズも作りました。授業の実施にこぎ着けられたのは、金融広報アドバイザーの皆さまのご協力のおかげでした。

金融広報アドバイザーの方々からも、「一人で行う普段の講演では気付けなかつた点も多く、皆で話し合う機会が得られてとても良かつた」との言葉をいただきました。

これを契機に、県教育庁の協力を得て、校長会やPTA連合会の会合の場で金融教育の活動案内を行いう機会を設けていただきたり、日

「子どもたちに楽しく学んでもらうために」

鳥取県金融広報委員会

花嶋 智恵

当委員会では、例年、大人対象の講座に力を入れてきましたが、最近子ども向けイベントも始めました。平成22年度「金融教育フェスティバル鳥取」を金融広報中央委員会と共に催し、子ども向けイベントで、楽しそうに生懸命取り組んでいる子どもの姿を見た際に、「当委員会独

自でイベントを開催してみたい!」と思つたことがきっかけでした。翌23年度には、親子向けにカレー作りゲームと保護者向け講座を開催したところ、多数の方に参加していただきました。アンケート結果からも、「また参加したい」「お金について子どもにどう教えたらいよいかヒントをもらつた」など、保護者の方々が金融教育に強い関心を持っていることが分かりました。ただ、事務局が、一から会場設営準備などをすべて行うには限度があります。そこで、金融広報ア

後児童クラブでイベントを実施してみてはどうか?」という助言をいただき、幸いにも、市町村から了解をいただきことができ、実現することができました。子どもたちはお買い物ゲームが大好きです。カレー作りのための買い物では、食材のレプリカを使用していますが、レプリカを見ただけで子どもたちは興味津々です。また、ゲームだけではなく、金融広報アドバイザーオリジナルの「おかねクイズ」や他県の金融広報委員会よりお借りした紙芝居など、内容盛りだくさんで子どもたちを飽きさせないよう工夫をこらしています。



左が金融広報アドバイザーの佐竹さん、右が花嶋さん

子のものから「おかねの大切さ」について学ぶことはとても重要です。今後も、多くの子どもたちに「おかねの大切さ」について、楽しく学べる場を提供できるよう金融教育に取り組んでいきたいと思います。



金融学習グループでの学習会の模様(中央が山田さん)

本FP協会茨城支部との共催により、ミニセミナー付き大規模講演会を実施したりするなど、関係者と連携した活動を積極的に行っています。今後も、こうした連携・

協力の輪をさらに広げていきたいと思っています。

* 知るほどとラウンジ

金融広報アドバイザーとは、金融広報委員会からの委嘱を受け、各地において暮らしに身近な金融経済等に関する勉強会の講師を務めたり、生活設計の指導や金融・金銭教育などを行う金融広報活動の第一線指導者です。

金融広報 アドバイザーの 紹介

宮古島で子どもたちの自立支援に尽力 金融広報と自立支援の両面で活躍中

沖縄県金融広報委員会
金融広報アドバイザー
洲鎌加代子

「受講する人に喜んでもらえる講座」をモットーに、金融広報と子どもの自立支援の2つの領域で活躍している洲鎌加代子さん。対象者の目線、求められているテーマを丁寧に調べ、受講者的心に響く活動を行っています。

* * * *

人口約5万5000人の沖縄県宮古島市でただ一人、金融広報アドバイザーとして活躍する洲鎌さん。市の教育委員会ではスクールソーシャルワーカーとしても活躍しており、両方の立場・観点で、「子ども」を支援する活動を行っているのが、洲鎌さんの大きな特徴です。

金融広報アドバイザーの活動は児から高齢者まで対象が幅広く、依頼を受けると必ず事前に面談や下調べを行い、対象に合った話題を準備して講演を行っています。

小学校では、普段の取り組み内容や教室内の掲示物、先生へのヒアリングを通して、講演内容を決めていきます。「先生が日ごろからテーマにしている内容を別の観点から見た話



平成11年より5年間、沖縄県県民生活センター宮古分室で消費生活相談員として勤務したのち、金融広報アドバイザーに。同時に16年から宮古島市教育委員会に籍を置き、小中学生への自立支援指導員を5年間務め、20年からは、不登校やいじめに悩む子どもたちが抱える課題や背景（家庭環境・地域）に目を向けた支援を行い、行政とのネットワークで具体的な福祉や医療へつなげるスクールソーシャルワーカーとして活躍中。

や教室内の掲示物、先生へのヒアリングを通して、講演内容を決めていきます。「先生が日ごろからテーマには『今どきの子ども』の『物を大切にする心、働く意識』の向上に繋がるエピソード満載で『おばあちゃん力』を実感しています。

一方、幼少児を持つ母親たちは「家庭でできる金銭教育」をテーマ行動面の課題を盛り込んだ講演をする

高齢者サロンの講演でも、リーダーのもとへ事前に3回は足を運び、参加者の構成や特徴をきちんと確認し、参加者に合った講演内容を考えます。そこでは、最新の消費者トラブルに関する情報提供や注意喚起を行います。そこで参加者から聞かれる家具や電化製品にまつわる昔話は「今どきの子ども」の『物を大切にする心、働く意識』の向上に繋がるエピソード満載で『おばあちゃん力』を実感しています。

今後は、『キャリア教育』と『消費者教育』の2つの視点から、「子どもたちの自立に向けた講座を作ることで、中高生のサポートもしていきたい」と意欲を燃やしています。

ことが洲鎌さんの持ち味です。

「宮古島は冠婚葬祭や祝いごとにかかる消費行動が盛んな地域。豊かにみえる一方、金銭トラブルが原因で離婚、子どもの養育・教育問題に悩み苦しむ30～40代の主婦たちの相談にも携わってきた」と洲鎌さん。そういうたトラブルに子どもが巻き込まれないように、という強い思いが現在の仕事に繋がり、子どもへの教育だけでなく母親たちのサポートにも取り組んでいます。

また、特別支援学校高等部の生徒に対しては、日ごろの生産・作業活動の成果を共に喜び称え、就労意識の向上を意図した内容を伝えるよう心がけています。

第2回 読むだけじゃないんです

くらしに関わる金融情報を幅広くお伝えする「知るぽるとホームページ」。このコーナーでは、そんな知るぽるとホームページについて、「実はこんなことも…」というトピックにクローズアップして、使い方や活用方法をご紹介していきます。今回のテーマは「読むだけじゃないんです」。単なる読み物ではないコンテンツたちにクローズアップします。では、まずはこんな会話から…



YouTube公式チャンネル

YouTubeにある知るぽるとの公式チャンネルでは、上の会話にでてきた「ホシガリ姫の冒険」のほか、「100万円あったら、どうする?」、「UFOにつかまつた子供たち」など、健全な生活習慣、物やお金の大切さを伝えるアニメーションを配信しています。

おかねのね

本誌裏表紙でご紹介している「おかねのね」は、4コマまんがのほか、その場でクイズに挑戦したり、ワークシートに書き込みをしながら考えたり、親子で一緒に楽しむことができるコンテンツです。

■今後の知るぽるとホームページは…

以前よりもパソコンに接する機会が増えている子どもたち。実はパソコンでただ“読む”だけのコンテンツは苦手と言われています。また、「勉強しなさい」と言うよりも、一緒に学ぶ姿勢をみせたほうが、子どもは“やる気”になるとか。知るぽるとホームページでは、今後もこうした世代にあった情報の伝え方を工夫していきたいと考えています。

今回ご紹介したコンテンツは…

トップページの
こちらから
ご覧いただけます

知るぽるとホームページは…

知るぽると

<http://www.shiruporuto.jp/>



読者のみなさまの声をご紹介します。
ありがとうございます。

おたよりコーナー

●「のぞいてみよう日本の伝統芸能 舞伎」歌舞伎の歴史と一般的に人気のある演目等、歌舞伎を全く知らない私には、勉強になる事が沢山ありました。レンタルビデオ店等で、DVD等が借りられるし、もっとファンが増えるかもしれませんねえ。

(新潟県・大川益栄さん)

●初めて拌読しました。うちは娘二人ですが、お金の使い方を考えさせる難しさを痛感しています。子供向けのお金に関する講座や広報が増えると、学ぶ場ができ、よいと思います。

(広島県・くすちゃんさん)

●タケカワユキヒデさんのインタビューで「どんなものでもお金に換えて計算できるという考えには疑問を感じます。」に同意見であるし、その事を具体的にきつぱりと伝える必要があると思います。何でもお金で解決してはいけない現場や現実もあることを、ぜひ取材して下さい。

(宮城県・ぞうかば子さん)

●「ホームページを持ち歩こう」は、とてもわかりやすく情報に関することばの意味が理解できました。巻頭インタビューではその方の人柄、生活信条を知ることができます。毎回楽しみにしています。

(大分県・菅美智子さん)

●家族のガバナンス問題について、家族のあり方を経済学的に説明された内容はとても興味深かったです。学校でも家庭科の授業で、ぜひ扱って欲しいと思いました。

(新潟県・けいこさん)

●「相続税」のタイトルを見て、手に取つてみました。エッセイの新しい視点に「なるほどナ」と納得です。

(高知県・まるもんさん)

知るぽるとクイズ

以下のヒントをもとに故事ことわざなどを考えてみてください。一番最初の文字をつなげると、本誌に登場した印象的な言葉が浮き上がってきますよ。さて何でしょうか?

ヒント

- A.人の言葉はちゃんと聞きましょう
- B.状況に応じて柔軟に
- C.息が合ってますね!
- D.立て続けにひどい目にあってしまった…
- E.わだかまりが無くなり、スッキリしました

A.		ト	ウ	フ	ウ
B.		オ	ウ	ヘ	ン
C.		ノ	コ	キ	ュ
D.		ケ	ッ	タ	リ
E.			ガ	サ	ガ
	I				ル

*答えは次号掲載

●前号の答え

ガバナンス

新連載の中島先生のエッセイは、たくさんの方にお楽しみいただけたかと思います。時代や暮らしの状況によって家族の形は変化するかもしれません、家族の絆は大切にしたいものです。

おたより募集中

「くらし塾 きんゆう塾」では、皆さまからのおたよりを募集します。クイズにお答えいただいた上で、下記宛先までお送りください。2013年10月31日までにご意見をくださった方の中から、抽選で10名の方に、「日めくりカレンダー」をプレゼントいたします。また、おたよりを本誌に掲載させていただいた方には、「知るぽると特製シャープペン*&メモ帳」をプレゼントいたします。

*使い終わった紙幣の裁断片が入っています。

●記入していただきたいこと

- | | |
|----------------------|---|
| ①本号で面白かった記事 | ⑥知るぽるとクイズの答（左記参照） |
| ②本号で「もう一工夫ほしい」と思った記事 | ⑦ご住所・お名前・電話番号 |
| ③今後、取り上げてほしいと思うテーマ | ⑧「読者のおたよりコーナー」への掲載希望の有無／掲載するに当たり、本名ではなくペニネームをご希望の場合はペニネーム |
| ④一言ご感想 | |
| ⑤この広報誌を知ったきっかけまたは場所 | |

*いただいた個人情報は、プレゼントの発送、誌面への掲載に関してのご連絡についてのみ、使用させていただきます。

●宛先

郵送 : 〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行情報サービス局内

金融広報中央委員会「くらし塾 きんゆう塾」担当宛

メール : info@saveinfo.or.jp

FAX : 03-3510-1373

金融広報中央委員会「くらし塾 きんゆう塾」担当宛

都道府県金融広報委員会一覧

委員会名	郵便番号	住所	電話番号
北海道金融広報委員会	〒060-0001	札幌市中央区北1条西6-1-1	011(241)5314
青森県金融広報委員会	〒030-8570	青森市長島1-1-1	017(734)9209
岩手県金融広報委員会	〒020-0021	盛岡市中央通1-2-3	019(624)3622
宮城県金融広報委員会	〒980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022(211)2523
秋田県金融広報委員会	〒010-0921	秋田市大町2-3-35	018(824)7814
山形県金融広報委員会	〒990-8570	山形市松波2-8-1	023(630)3237
福島県金融広報委員会	〒960-8614	福島市本町6-24	024(521)6355
茨城県金融広報委員会	〒310-8639	水戸市南町2-5-5	029(224)2734
栃木県金融広報委員会	〒320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028(623)2151
群馬県金融広報委員会	〒371-8570	前橋市大手町1-1-1	027(226)2273
埼玉県金融広報委員会	〒333-0844	川口市上青木3-12-18 SKIPシティ A1街区2F	048(261)0995
千葉県金融広報委員会	〒260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043(225)7141
東京都金融広報委員会	〒103-8660	中央区日本橋本石町2-1-1	03(3277)3788
神奈川県金融広報委員会	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	050(7506)1128
山梨県金融広報委員会	〒400-0032	甲府市中央1-11-31	055(227)2419
長野県金融広報委員会	〒380-0936	長野市岡田178-8	026(227)1296
新潟県金融広報委員会	〒951-8622	新潟市中央区寄居町344	025(223)8414
富山県金融広報委員会	〒930-0046	富山市堤町通り1-2-26	076(424)4471
石川県金融広報委員会	〒920-8678	金沢市香林坊2-3-28	076(223)9519
福井県金融広報委員会	〒910-8532	福井市順化1-1-1	0776(22)4495
岐阜県金融広報委員会	〒500-8384	岐阜市薮田南5-14-53 ふれあい福祉会館1棟5階	058(213)9257
静岡県金融広報委員会	〒420-8720	静岡市葵区金座町26-1	054(273)4112
愛知県金融広報委員会	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052(954)6166
三重県金融広報委員会	〒514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階	059(246)9002
滋賀県金融広報委員会	〒520-8577	大津市京町4-1-1	077(528)3412
京都府金融広報委員会	〒604-0924	京都市中京区河原町通二条下ル 一之船入町535	075(212)5193
大阪府金融広報委員会	〒530-8660	大阪市北区中之島2-1-45	06(6206)7748
兵庫県金融広報委員会	〒650-0034	神戸市中央区京町81	078(334)1129
奈良県金融広報委員会	〒630-8213	奈良市登大路町10-1	0742(27)5454
和歌山県金融広報委員会	〒640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛8階	073(426)0298
鳥取県金融広報委員会	〒680-8570	鳥取市東町1-220	0857(26)7160
島根県金融広報委員会	〒690-8553	松江市母衣町55-3	0852(32)1509
岡山県金融広報委員会	〒700-8707	岡山市北区丸の内1-6-1	086(227)5128
広島県金融広報委員会	〒730-0011	広島市中区基町8-17	082(227)4268
山口県金融広報委員会	〒753-8501	山口市滝町1-1	083(933)2608
徳島県金融広報委員会	〒770-8570	徳島市万代町1-1	088(621)2258
香川県金融広報委員会	〒760-0023	高松市寿町2-1-6	087(825)1104
愛媛県金融広報委員会	〒790-0003	松山市三番町4-10-2	089(933)6308
高知県金融広報委員会	〒780-0870	高知市本町3-3-43	088(822)0114
福岡県金融広報委員会	〒810-0001	福岡市中央区天神4-2-1	092(725)5518
佐賀県金融広報委員会	〒840-0815	佐賀市天神三丁目2-11 アバンセ3階	0952(25)7059
長崎県金融広報委員会	〒850-8645	長崎市炉粕町32	095(820)6112
熊本県金融広報委員会	〒862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096(383)2323
大分県金融広報委員会	〒870-0023	大分市長浜町2-13-20	097(533)9116
宮崎県金融広報委員会	〒880-0805	宮崎市橘通東4-3-5	0985(23)6241
鹿児島県金融広報委員会	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2544
沖縄県金融広報委員会	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098(866)2187

くらし塾 きんゆう塾 vol.26

平成25年10月発行

- 編集・発行
金融広報中央委員会
- 編集協力
廣告社株式会社

©金融広報中央委員会 禁無断転載

編集 後記

今号の、「のぞいてみよう伝統芸能」では、相撲を取り上げましたがいかがでしたか。番付によって、力士たちの着るものや履くもの、髪形も変わってくるんですね。本場所の間に行われる巡業では各地で力士たちの姿が見られるようです。学びの秋、さまざまな伝統文化に触れてみるのもよいのではないかでしょうか。

*本誌は全国の金融広報委員会等でお配りしています。個人の方の定期購読はお取り扱いしておりませんのでご了承ください。

*なお、既刊号全号をPDFファイル形式で「知るばると」ホームページ上に掲載していますのでご利用ください。

<http://www.shiruporuto.jp/about/kurashijuku/>

「金融経済教育推進会議」の設置について

金融広報中央委員会は、本年6月7日（金）、第1回「金融経済教育推進会議」を開催しました。

「金融経済教育推進会議」は、金融庁「金融経済教育研究会」が本年4月に公表した「金融経済教育研究会報告書」において提示された検討課題への取組みを審議するために、金融広報中央委員会が設置したものです。

本会議は、学識経験者、各種団体、関係省庁からの委員により構成されています。事務局は、金融広報中央委員会事務局が務めています。

第1回「金融経済教育推進会議」では、同報告書で示された諸課題への取組方針を取りまとめました。現在、課題毎に定められた実施主体が、本方針に沿って、検討を進めているところです。

具体的な課題としては、

- ①「最低限習得すべき金融リテラシー」に関する分野別・年齢層別スタンダードの作成
- ②金融経済教育にかかる情報提供の体制整備
- ③金融経済教育を担う人材の確保・育成

などが挙げられています。各実施主体は、本会議に対して、半年後をめどに中間報告を行い、約1年後に最終報告または作業の進捗状況報告を行うことになっています。

本会議の議事録、配布資料については、

金融広報中央委員会のホームページ (<http://www.shiruporuto.jp/>)
に掲載しております。ぜひご覧ください。

金融経済教育推進会議委員 (敬称略)

石毛 宏	帝京大学経済学部教授
伊藤 宏一	千葉商科大学大学院教授、日本FP協会専務理事・CFP
上村 協子	東京家政学院大学教授
翁 百合	(株)日本総合研究所理事
鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン(株)特別顧問
神戸 孝	FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表・CFP
河野 公子	聖徳大学大学院講師
永沢裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

全国銀行協会	日本損害保険協会	金融庁
日本証券業協会	日本FP協会	消費者庁
投資信託協会	日本取引所グループ	文部科学省
生命保険文化センター	運営管理機関連絡協議会	金融広報中央委員会

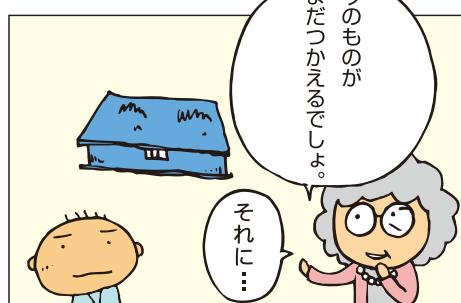
くらし塾 きんゆう塾 vol.26 2013年 [秋号] 通巻26号 平成25年10月発行 (季刊) / 年4回発行 ●発行: 金融広報中央委員会 (事務局 日本銀行情報サービス局内) 〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1 TEL.03-3279-1111

知るぽるとホームページの楽しい親子向けコンテンツです!

おかね

小学生を対象とした教材で、ご家庭で保護者と一緒に楽しくお金の大切さや知識を学べます。
68テーマについて、4コマ漫がと子ども向けページ、大人向け解説ページがあります。
親子で一緒に、クイズに挑戦したり、ワークをやってみませんか?

ももた
百太とふではこ



おかねのね

検索



おかね師匠

おかね師匠がおかねについて、いろいろ教えてくれるよ。
おかねについて、くわしくなろう!

知るぽると <http://www.shiruporuto.jp/>

●「知るぽると」は金融広報中央委員会の愛称です。金融の情報が集まる「港」であり、分かりやすい金融の知識への身近な「入り口」です。